

1 議事日程（4日目）

[平成19年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成19年3月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名 (議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 渡邊美穂 (8) | <p>1. 災害復旧に関する質問について、検討するという回答であったが、その検討結果を伺う。</p> <p>(1) 災害見舞金制度の検討内容について（平成15年9月）</p> <p>(2) ボランティア活用のマニュアル作成について（平成15年9月）</p> <p>2. 財政健全化に関する質問について、検討するという回答であったが、その検討結果を伺う。</p> <p>(1) 補助金交付団体に対する個別監査について（平成15年12月）</p> <p>(2) 補助金適正化のための第三者機関の設置について（平成16年12月）</p> <p>3. 子育て支援に関する質問について、検討するという回答であったが、その検討結果を伺う。</p> <p>(1) 専門家を入れた第三者機関の設置について（平成16年9月）</p> <p>(2) 親子の居場所について学童保育所などの活用（平成17年12月）</p> |
| 2 | 橋本健 (4) | <p>1. 耐震改修促進法について 新潟中越地震後、平成17年3月と4月に福岡県西方沖地震が発生し、地震被害に対する関心が高まっている。 本市は、耐震改修促進計画は進められているのか伺う。</p> <p>2. まるごと博物館構想について 第四次太宰府市総合計画の三本柱の一つ「まるごと博物館」推進プロジェクトは、平成13年度に基本計画が策定され、平成18年度から後期の実施に突入した。「まるごと博物館」構想の最大のねらいは何なのか。また今後何をどう進めていくのか具体案について伺う。</p> |
| 3 | 小柳道枝 | <p>1. 信号機設置及び横断歩道の整備について 通学路や交通量の多い市内の道路の信号機設置及び横断歩道の整</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| | (12) | 備等は、関係機関とどのように協議し進められているのか伺う。 |
| 4 | 不老光幸 (7) | 1. 駐車場対策について 太宰府天満宮、九州国立博物館周辺の車の混雑に対する駐車場対策について、今後どのような対策を考えているのか伺う。 |
| 5 | 山路一恵 (11) | 1. 全国一斉学力テストについて 4月24日に小学6年生と中学3年生を対象に行われる全国一斉学力テストについては、参加すべきではないと考える。教育委員会の考えを伺う。 2. 障害児・者の補装具について 障害者自立支援法により、自己負担が増えたため、多くの自治体で補装具の補助制度が独自で実施されている。本市でも補助制度を設けるよう要求する。 |
| 6 | 片井智鶴枝 (1) | 1. 3期12年の実績と残された課題について |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 片井智鶴枝 議員 | 2番 力丸義行 議員 |
| 3番 後藤邦晴 議員 | 4番 橋本健 議員 |
| 5番 中林宗樹 議員 | 6番 門田直樹 議員 |
| 7番 不老光幸 議員 | 8番 渡邊美穂 議員 |
| 9番 大田勝義 議員 | 10番 安部啓治 議員 |
| 11番 山路一恵 議員 | 12番 小柳道枝 議員 |
| 13番 清水章一 議員 | 14番 佐伯修 議員 |
| 15番 安部陽 議員 | 16番 田川武茂 議員 |
| 17番 福廣和美 議員 | 18番 岡部茂夫 議員 |
| 19番 武藤哲志 議員 | 20番 村山弘行 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

| | |
|------------------------------|-------------------------|
| 市長 佐藤善郎 | 収入役 松島幹彦 |
| 教育長 關敏治 | 総務部長 平島鉄信 |
| 総務部政策統括 担当部長 石橋正直 | 地域振興部長 松田幸夫 |
| 地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長 三笠哲生 | 市民生活部長 関岡勉 |
| 健康福祉部長 永田克人 | 健康福祉部子育て 支援担当部長 村尾昭子 |
| 建設部長 富田譲 | 上下水道部長 古川泰博 |
| 教育部長 松永栄人 | 監査委員事務局長 木村洋 |
| 総務課長 松島健二 | 総務課消防・防災 担当課長 武藤三郎 |

| | | | |
|---------|---------|--------------------|---------|
| 地域振興課長 | 大 藪 勝 一 | まちづくり企画課長 | 神 原 稔 |
| 産業・交通課長 | 山 田 純 裕 | 市 民 課 長 | 藤 幸二郎 |
| 福 祉 課 長 | 新 納 照 文 | 子育て支援課長 | 和 田 敏 信 |
| 建 設 課 長 | 西 山 源 次 | まちづくり技術 開 発 課 長 | 大江田 洋 |
| 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 | 施 設 課 長 | 轟 満 |
| 学校教育課長 | 花 田 正 信 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 伊 藤 剛 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 満 崎 哲 也 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

ここで本日の一般質問に入る前に、昨日の清水章一議員の一般質問項目、五条交差点並びに五条駅周辺の歩道等の整備についての建設部長の答弁で一部修正の申し出がありましたので、これを許可します。

建設部長。

○建設部長（富田 謙） 大変申しわけございません。昨日の清水議員の第1番目のご質問、五条交差点関係の中で、それぞれの方向からの矢印の、右折の矢印の信号が現状の交差点の中で既にできる状態になっているかということでのご質問がございました。

回答といたしまして、現状として右折矢印をつける状態にあるとのニュアンスで回答いたしておりました。その点につきまして、県道でありますことから、現状でいいのかどうか、あるいは改良が必要なのかどうか、再度、県、那珂土木事務所に調査、協議をさせていただきますと修正させていただきます。申しわけございません。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

○8番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って3項目質問いたします。

まず、この4年間、先輩議員を初め議会事務局の皆様からご指導いただきましたことに、まずお礼を申し上げます。また、執行部からも様々な情報を提供していただいたり市民からの要望におこたえいただいたことにつきまして、心より感謝しております。

間もなく、私たちは、1期4年間の議員活動の節目を迎えます。この4年間、臨時議会を除いた15回の定例議会において、私は毎回質問を行い、その内容は、財政健全化、福祉、教育に重点を置いてまいりました。4年間の最後に当たる本議会では、私がこの4年間に行った質問などに対して執行部より検討するというご回答をいただいたものの中から、災害復旧に関すること、財政健全化に関すること、子育て支援に関することの3項目について、その検討内容及び結果の出たものについてご回答いただきたいと思います。

まず、平成15年9月議会で、災害復旧に関して、災害見舞金制度について質問いたしました。これは、災害時、法律の基準だけでは、同じような被害に遭ったにもかかわらず、見舞金をもらえる場合ともらえない場合があり不公平であるため、大野城市を例に挙げ、法律によるものではなく、自治体独自で基準を決め、条例などを制定し、災害見舞金を払うべきではないかという内容でした。その後、条例などの改正は行われておりませんが、執行部内でどのような検討が行われ、現在どういう基準になっているのか、お答えください。

また、同じ災害復旧に関しての質問で、ボランティアの活用方法が制度化されていなかったことを指摘しました。言うまでもなく、ボランティアの役割の大きさは、あの災害時に多くの市民が実感したことです。しかし、そのボランティアを派遣するまでの過程が各地域でばらばらであったことから、マニュアルなどを作成し、派遣がスムーズになるようにすべきだという私の提言に対し、必要だという立場から検討するというご回答でした。その後、どのような検討が行われ、現在はどのようになっているのでしょうか。

次に、2項目めとして、財政健全化に向け、補助金制度の見直しを行うために、包括外部監査の導入と補助金決定時の第三者機関の設置について提起しました。

埼玉県では、包括外部監査導入により補助金総額の28%の削減を達成したという例を挙げました。この包括外部監査は、中核都市以上にしか適用されていない制度だということで、この制度に似た個別監査について、執行部では今後研究を行っていくという回答をいただきましたが、どのような研究を行ってこられたのか。その結果についてご報告をお願いします。

また、補助金決定の際、その適正化のために提案した第三者機関の設置については、人選の難しさを理由に、まずは執行部みずから汗を流し、それでも難しい場合には第三者機関の設置について検討するというご回答でした。みずから汗を流した結果が補助金の一律10%減額というようなものでは、市民の理解を得ることは非常に難しいと思います。どのような調査、研究をされ、現在はどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

3項目めに、子育て支援の一環として、保護者の育児の悩み相談から保育所などの保育の質についても指導できる専門家を入れた第三者機関を設置することが必要ではないかという提案をさせていただきました。

執行部では、子育て支援センターがそれに相当するとお考えなのでしょうか。現在、子育て支援センターが積極的に活動されていることは、私も目にしたり耳にしたりしております。高齢者の施設でも問題になっていますが、施設内部というのは密室化してしまう可能性があります。幼稚園や保育所で園児が楽しく、保護者が安心して通園、通所できる施設となるよう努力するため、子育て支援センターでは、民間を含む子供の施設に対して指導などを行っておられますか。

次に、市内には乳幼児を含む子供と親の居場所がないため、共同利用施設などを子供と親の居場所にできないかというご提案をしました。

それに対して、現在ある施設、例えば学童保育所などを活用することを検討するというご回

答をいただきましたが、その後、どのような検討を行ってこられましたのでしょうか、お答えください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 災害見舞金制度の検討内容についてご回答申し上げます。

太宰府市災害見舞金交付規程に定めます災害見舞金につきましては、災害救助法の適用のあった災害または住宅の火災による被災者に対しまして、災害見舞金を交付することといたしております。

しかしながら、制定後相当の年数を経過し、物価水準に照らし合わせましても不均衡でありまして、また近隣市と比較しても低水準であったことから、平成15年度に近隣市と均衡を図るため、見直し、検討を行っております。その内容につきましては、全壊、全焼または流出、これは1世帯当たり3万円を5万円、1人世帯につきましては1万円を3万円、半壊または半焼につきましては1世帯1万5,000円を3万円、1人世帯につきましては、5,000円を2万円などに引き上げを行っております。

今後におきましても、見舞金の額につきましては、近隣市との均衡を図ってまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 次に、ボランティア活用のマニュアル作成についてご回答いたします。

平成15年7月19日の豪雨災害における体験と反省を踏まえ、災害が起こった場合の災害ボランティアの募集、派遣について、関係機関と協議を行い、太宰府市災害ボランティア活動班実施要領を作成いたしております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今、まず健康福祉部長の方からご回答いただきました災害見舞金の件につきまして再質問いたしますが、ここに大野城市の災害見舞金の支給要綱がありまして、太宰府市の場合、これ交付規程になっておりますけれども、これを比較いたしますと、文言で言えば災害救助法の適用のあった災害というふうに太宰府市の場合なっておりますけれども、大野城市の場合は、災害救助法の適用または適用外の災害が発生した場合、この違いだけなんです。あと、それぞれの基準を4つにわたり大野城市は決めてます。災害というのは、そんなに頻繁に起こるものではありませんし、またこれを変えたからといって財政を圧迫するような事柄でもないと思います。

これは前回も申し上げましたけれども、国の基準だけですとほぼ同じ被害に遭っていながら、その見舞金を受け取れる人と受け取れない人が出てくるという実態を、前回私も指摘をいたしました。ですから、このこと自体が平等ではないから、その溝を埋めるための作業を自治体が

行わなければならないんじゃないでしょうかというふうな内容で質問させていただいています。

そのとき、担当部は、松田部長がたしかあのときはお答えをいただいたんですけども、今、健康福祉部の方に担当部が移っているようなんですけども、いつ、それは、まず部署替えというか、担当替えは行われたんですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 平成15年7月災害につきましては、前担当部の方で実施いたしまして、平成15年10月ごろに事務引き継ぎを福祉課の方に事績として行っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） そのときに事務引き継ぎとかの内容の中にこれの検討事項は入っていましたか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 先ほども申しましたように、7月災害を受けまして見直した結果が最初に申しました数字によって変更をいたした内容でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 私がこの質問をしたときには既にこの金額は変わっていたんですね。既に引き上げられた、そのときの議会だったと思います。この引き上げについて、私全く何も異議を唱えたわけではなくて、あわせて、どうせだったら災害救助法だけに該当しない災害に遭われた方にもお見舞金を払えるような制度にしたらどうですかというふうにご提案をさせていただいたつもりなんですけども、これはさらに今後検討ができますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 議員さんおっしゃいますように、災害救助法の適用以外に適用する要綱、規程を持っているのは、近隣市では大野城市並びに筑紫野市がそういった規程があるのだというふうに考えております。

当市につきましても、十分にそのところを勘案いたしまして、現在の当市の交付規程につきましても、あくまで災害救助法の適用があったもの、また住宅の火災についての交付規程ということで考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 何度も繰り返しますが、これを変えたからといって財政に何か逼迫するようなことがあるとか、そういったことではなくて、やはり受け取る側の市民感情として、できるだけ不平等感をなくしていただけるようにしていただきたいということですから、これはまた検討していただくというふうをお願いをするしかないんですけども、これはよろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、マニュアルの作成ということで、この活動実施要領というのを作成をされたということですけども、これはどういう内容になっていまして、それは各区長さんなどには

周知を徹底されているのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 当時の反省の中で、まずボランティアの派遣が必要なのか必要でないのかの判断が、それぞれの被災地の中で難しい部分がありました。それで、この実施要領につきましては、まずボランティアの派遣要請をどこが行うのか。まず、災害対策本部の中でそれを行い、そして太宰府市の地域防災計画の見直しがその後行われまして、班編成も再度行われました。

それで、情報収発班、いわゆるボランティアの担当をしております地域振興課が所有する班ですけれども、この情報収発班がそのボランティア活動について統括するという位置づけられましたので、当時のボランティア促進会とも協議を、先ほど言いましたように行いまして、まず災害対策本部がその判断をし、その判断をした結果を平成18年4月から開館しておりますNPOボランティア支援センターの中に、業務として、災害時にはそこがコーディネーター役を果たすということ、それから災害対策本部の指示を受けながら、そのセンターが募集、それから担当職員が地域の要請を整理しながら、派遣をしていくというような主な内容になっております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） その内容ですね、やはりいろんな地域から情報をいただかなくちゃいけないから、そういった内容は区長さんには周知徹底してあるのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほど申しましたように、災害対策本部とセンターの役割を、まだ内部的なもので位置づけをしていることで、ボランティアの要請要領については、そこまではまだマニュアル化はできておりませんので、区長の方にはその辺の周知といたしますか、災害対策の考え方というのはまだ周知されてないと思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。前回マニュアルがなかったために、あちこちでちょっといろんなボランティアの派遣で混乱を来したようなところがありましたので、ぜひこれも早急にマニュアルをつくって、どういった形でボランティアを派遣できるんですよということを、やはりこれは市民にも周知をしていただきたいなと思います。

大水害の後、地震が起こるなど、災害は忘れたころだけに起こるものじゃなくなってきてます。前回の水害を教訓に執行部内での訓練を初めといたしまして、ハザードマップの作成や各地域の避難場所の再確認など、市民への周知事項についてもきちんと整理をして、あわせて対応していただきたいと思います。これは要望しておきます。

それでは、2項目めの回答をお願いします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 平成15年12月議会におきまして、外部監査の件でお尋ねをいただきまし

た。その時点で新しい制度でございましたので、よく熟知しておりませんでして、そのときに個別の外部監査について今後研究させていただくというふうにご回答申し上げます。

個別外部監査につきましては、地方自治法の第252条の27第3項に規定されておまして、監査委員さんの監査にかえまして、契約に基づく監査をすることができる。そのときには、条例化をしなければいけないというふうになっております。

監査の対象といたしましては、有権者からの監査の請求、それから市議会からも監査の請求ができるということですね。それから、もちろん市長からの監査の要求あるいは援助団体等への監査の請求ができます。そしてもう一つは、市民からの監査ができるというふうには、どこの市町村も、定めているところについてはそんなふうな条例化をいたしております。

そして、監査を行う方については、弁護士、それから公認会計士、それから税理士、要するに専門家を任命すると。契約に基づいて契約をするというふうになっております。

それで、ご指摘のとおり、埼玉県でも平成15年に包括監査をやっておまして、テーマが4つあったみたいです。1つは、農業改良復旧事業の事務執行について、もう一つは、県税の賦課徴収についての事務について、それから中小企業の支援事業、それから職員の福利厚生について外部監査をやったみたいです。補助金の関係については、支援団体の監査でできるんですけども、ちょっと聞きましても、その内容はわかりませんでした。

今、おっしゃっておられるのは、その中でも補助金について焦点を合わせてやってはどうかということをございまして、前回も申し上げますが、全体で補助金の総額が今28億円ございます。その中で、ごみやし尿、消防の一部事務組合、それから下水道事業に対する補助金等々入れますと、市長の裁量があるというのが約3億円程度でございます。

そういうことで、もしするとなるとどのくらいの費用がかかるのかなということで、この平均的な数字を見ましたら、高いところで2,000万円、契約をするとですね。平均、大体500万円から600万円程度ぐらいかかるというふうなことでございます。

そういうことで、よその市町村、どこも見てみますと、大きな事務についていろいろ問題があるものについて、現状の監査ではとてもできないというものについてこういう契約をしているようでございます。私ども、まだ条例化をしておりませんが、すぐするというわけにはまいりませんが、他市の状況も見まして、今後も引き続き研究をさせていただきたいなど。現在の段階ではこれをつくって条例化してやるというふうには、そこまでは至っていないということでございます。

それから、2つ目の第三者機関の方でございますけれども、前回も申し上げますが、補助金は非常に政策的な事項でございます。今回も平成19年度予算につきましては、補助金制度はすべて当初予算、骨格予算の中から外しておまして、新しい市長に検認をしていただいて、承認をいただいて、皆さんにお諮りしようと思っております。

外部監査をしまして、そのときにちょうど福岡市の例をお出ししたと思っておりますが、福岡市でも第三者機関を設置して、約360ぐらいの事項について監査されて、20については是正が必要

ではないかというふうな結論になったようでございます。しかし、最終的に、いろいろ各種団体からの要望がございまして、実際に実施したのは数件だったというふうに聞いておりまして、それだけより政策的な色彩が強いということでございます。

そういうことございまして、私ども事務方としても、やはりこれは何とか公平な補助の制度にならなければいけないというふうに考えておりまして、現在、事務事業評価、政策評価をやっておりまして、その中で有効性あるいは平等性等々について、どうなるかということで、書類を上げさせておりますので、その中でやっていこうという形で事務方としてはその手続をとっておりまして、新しい市長にその内容を見ていただいて判断をしていただくと。そういうような事務事業評価の制度を活用していきたい、そういうように考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今、補助金総額28億円ぐらいというふうにおっしゃっておられまして、企業に対するものもありますけども、これは予算段階で一つ一つ見直すという作業は本当に大変なことだと思います。従って、まずは決算報告の内容について、補助金を受けている団体以外の視点でその使途内容を見てみることも大切なことではないかというふうに私は思います。

それぞれの団体というのは、当然その団体の活動自体は必要だと思って活動されているというふうに、それは思います。しかし、いわゆる周年事業というふうになっているものの中では、見直しができるものもかなりあるのではないかというふうに私は考えております。

以前、我孫子市の例を挙げまして、利害関係のない第三者機関によって補助金の支給とその金額について決定する仕組みについてご紹介を申し上げました。個別監査にしる、我孫子市の例にしても、その利害関係のない団体の目線でその補助金の支給とか額を見ることによって新しい考え方というのが出てくる可能性もあると私は思っております。

今、総務部長からの回答で、これはかなり政策的な事情であるということで、首長の判断によるものが大きいというふうにおっしゃっておられましたけども、市長にお伺いいたしますけども、これは次期市長に対する要望になってくるかと思いますが、この補助金制度について、やはり抜本的に一度さらしてもう一回見直す必要があるというふうに市長はお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 市の財政執行の中で補助金の占める割合、大変多いところがあります。また、補助金の内容等につきましても、またお受けになる団体につきましても、長年そのままになったケースが非常に多いかと思えます。現実に合わせて内容等の検討も必要であるし、それと第三者機関というよりも、内部的にも今までの補助金の成果が上がったか、そして目的は達したじゃないか、また今後必要性等々について行政評価をやっております。

それの中での検討はもちろんでございますが、税の公平性というよりも、その補助金のあり方の効果、また今後の補助金の果たす役割等については、当然ある時点では見直していくべきだと、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。市長もやはりこの抜本的な改革というか、一度やはり見詰め直すことは必要だというふうにお考えだというふうにも今受け取りました。

この各団体というのは、当然議会も入ってくるわけですし、今総務部長が事務事業の評価に従って今後考えていきたいというふうなことをおっしゃっておられました。議会自体も、この事務事業の評価の基準がありますので、それに従ってやはり評価を受けることになるかと思えます。それについては、次期の議員の方々が、やはり政務調査費あるいは費用弁償等につきましても検討していただく必要が出てくる可能性もあるかと思えます。

財政健全化を実現するために、市民、そして執行部、議会が意識を共有しながら施策を進めていくことが私も必要ではないかというふうに思っています。このことには、大変次の市長にも期待をしたいと思っています。

それでは、3項目めの質問をお願いします。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 子育て支援についてというご質問に対しまして、まず専門家を入れた第三者機関の設置について回答いたします。

平成12年の社会福祉法改正により、社会福祉事業の経営者は、利用者の立場に立って、みずからその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講じるよう努めるとともに、国においても福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講じるよう努めることとされました。

平成16年度に、厚生労働省から、福祉サービス第三者評価事業の指針が出され、平成17年度に保育所版の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインが示されました。第三者評価事業は、事業者の提供するサービスの質を当事者、すなわち事業者及び利用者以外の公正、中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業でございます。

個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としたものでございます。

福岡県では、実際に第三者評価を行う機関に対する認証を平成19年度から実施する予定であり、その要綱等については決定次第、市町村に通知されることになっております。

なお、国の福祉サービス第三者評価機関認証ガイドラインによりますと、その要件として、法人格を有すること、所属する評価調査者に組織管理分野と福祉、医療、保健分野に精通している者で3人以上となっております。

これまでも制度の改正、国・県の動向を保育事業者に周知してまいりましたので、自己評価の努力義務のみならず、今後第三者評価を受審していくことは、客観的な評価を受け、改善点を把握できる大きなメリットとなりますので、保育事業者へ第三者評価受審の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

お尋ねの子育て支援センターが、民間も含む子供の施設に対して指導などを行っているかについてであります。子育て支援センターは在宅の児童とその保護者に対しての支援を主にいたしております。

孤立によって親が育児不安に陥らないよう、子供たちが健やかにはぐくまれるよう、広場やサロンを開き、親同士のつながりや子供同士の刺激になる場を積極的につくってきているところでございます。そして、これらの場を通し、地域の方々にかかわっていただきながら、一緒に子育てできることを目指しております。

次に、親子の居場所について、学童保育所などの活用の検討結果について回答いたします。

子供と親の居場所ということで、学童保育所の活用につきまして検討いたしました。学童保育所のほとんどが小学校の敷地内に立地いたしております。学童が在学している時間帯に不特定多数の人が自由に入出入りすることは、他の小学校の悲しい事件等が発生した中で、安全管理面を考え、適当ではないと判断し、他の既存の施設の活用について検討を行いました。

先ほど申し上げました平成18年4月に設置いたしました子育て支援センターの活動拠点として、いきいき情報センター内でのビガールームや和室を利用したサロン事業、そして行政区のご協力をいただいて、公民館や共同利用施設における出前保育事業を実施し、保護者同士、子供同士の触れ合いの場を提供いたしております。

平成19年度は、さらに利用しやすい事業の実現のため実施箇所の拡大を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 濟いません。前段の法律の部分、わかりやすく言うと、今後県が実施する第三者機関、これは県が認証を与えるというふうに解釈をしたんですが、そこを活用して太宰府市内においてもそれを実施をしていきたい。しかし、それは民間については法律もそうかもしれませんけど、希望するところだけですか、それとも全体にそれはできるんですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 第三者評価事業は、これは、それを受けることは義務とはなっておりません。あくまでも努力義務となっておりますので、市といたしましてはこの分、特に民間につきましてはこの受審をしていただくように勧めていくと、指導していくということを考えております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 前段でも申し上げましたけれども、やっぱり実際に市とか県、そういった公が民間の保育所とか幼稚園に入っていくというのは非常に難しいと思います。しかし、高齢者施設におきましても、今後は市が実際にそういった監査ができるようになってきておりますので、高齢者でも子供でも、やはり施設が公立であろうと私立であろうと、快適な環境で生活する権利があるわけですから、特に密室化傾向がある場合には、ぜひやはりその周知を徹底

していただいて公的な目を入れていただくことを強く要望しておきます。

この第三者機関の設置というのは、そもそも都府楼保育所の民間移譲のときに、私は保育の質を低下させないために行政の責任としてこういう機関を設置してみてもいいかというふうにご提案を申し上げまして、そして市の方で保育の質が変わらないように指導を行っていただきますということで申し上げたわけですが、現在行われている保育所側と、それから保護者側の話し合いの中で、こういった意見は出ておりませんか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 平成18年度におきましても、保護者会、そして法人、そして子ども行政ということで、それぞれの分野が合同で会議を持ちました。平成18年度は1回でございますけれども、そのようなご意見は出ておりません。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 保育の質を確保するために、現在の段階で第三者機関の設置が難しいとしても、要は子供が楽しく、そして保護者が安心して通える保育所であり幼稚園であること、これはほとんど多くの市民がそれを望んでいることに間違いはないわけですから、特にこの提案させていただいたきっかけとなりました都府楼保育所の民間移譲、この民間移譲したことで、いささかの保育の質の低下も起こらないように、これは強く要望しておきたいと思えます。

先ほどの子供の居場所なんですけれども、現在唯一の自由な子供、親子の居場所であるいきいき情報センターのビガールームなんですけれども、先ほど子育て支援センターが今後サロンとかを拡大するというようなお話がありましたけれども、前回申し上げましたように、いまだにここで大人向けの生涯学習の教室として使われている場合があります、この間、親子は居場所がなくなるわけですね。また、今おっしゃいました子育て支援センターが今後ここをサロンとして活用していくかもしれないというようなお話を聞いたんですけれども、その場合はビガールームを使うことができる親子の対象というのは絞られてしまうんですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 今のご質問につきまして、ビガールームは全くフリーの予約もなしで自由にお使くださいと、当日お見えになった方で部屋があいておりますからお使くださいという、その方々の場所が、こちらの事業が拡大していくと、減っていくのかというお尋ねのように聞きましたけれども、それでよろしいでしょうか。

申しわけないですけれども、今子育て支援センターの事業も、展開拡大していきますときに、部屋の確保、もちろん各行政区の公民館、それから共同利用施設、それから公民館の広場、そういったところもご相談しておりますけれども、やはり不足の分を補うという意味で、いきいき情報センターの方ですね、財団等と協議をさせていただきながら、こちらの方も子育て支援として利用できる範囲のところを拡大させていただくということで、今協議をさせていただいて、平成19年度に向けての少し情報センターとしての利用場所の拡大ということも考え

ておりますので、今議員さんのお尋ねの分、少々ご不便をおかけする分も出てくるのではないかとこのふうには思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 私は、例えば大人の方の生涯学習についても、サロンの開設についても、そのこと自体本当に素晴らしいというふうに思っています。しかし、なぜそれが市内で唯一、今おっしゃったように、子供と親が自由な時間にやってきて自由に過ごすことができる市内唯一の場所があそこのビガールームなんですか。何でそこで行わなければならないのかということなんですか。そこしかないわけですから、親子にとってはですね。自由にいつでも行けて、そして自由に過ごす場所というのは、あそこしかないわけで、それを、サロンの開設は素晴らしいことだと思いますが、例えばその横のプレールームではできないのかとか、今まで和室でやってあったようですが、和室とかでそれができないのかということなんです。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 議員さんのおっしゃることも重々わかります。そして、私どもの方の担当も、平成19年度に向けてどれだけより多く子育て支援センターの事業をより多くの場所でできるかということで、かなり長時間情報センター、財団の方と調整をさせていただきまして、私どもの方だけ絶対この分に入れてくださいということではなくて、調整の結果、ビガールーム等の利用を少し拡大させていただけるようになったということで報告を受けております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 子育て支援センターにとっては、そのサロンの拡大というのはすごくいいことだと思うんです。だから、それは私全く反対することじゃないんですけども、その場所が、要するにお母さんたちがいつでも買い物のとどこかにちょっと行って、ほかのお母さんたちと知り合ってちょっとお話をしたりする場所というのがビガールームしかないんですよ。それをなぜそこでしなきゃいけないのかなということなんです。

あそこは、やはりできればその時間というか、いきいき情報センターが開いている時間、全日、本当は自由にお使いくださいと、いつ来ていつ帰ってもいいですよと、予約も何にも必要ない、来たければ来る、来なければ来ないというような場所であってほしいというふうに、私は思っているんですけども、その理由として、サロンの拡大は本当に素晴らしいと思いますが、別の場所を使うことが、財団との協議もあるかもしれませんが、これはやはり物すごい困難なことなんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 絶対ということではございませんけれども、中央公民館ホールですとか、いろんな別の地区の公民館ですとか、やはり子育て支援センター、それから私どもの本庁の方の子育て支援課、かなり調整をそれぞれのところとさせていただきま

した。そういった中で、正直申しまして、場所確保が困難であったと。その中で、財団とも協議をさせていただいた中で拡大をさせていただけるということになったという状況でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） ビガールームは本当にお母さんたちが自由に使える時間が増えたというところで、一時物すごく喜んであったんですよ。それがまた今後週に3日ぐらい、2日か3日、そのサロンとして使われるために自分たちがまた行けなくなってしまうと。そうすると、雨が降った日とか、乳母車を持ったお母さんとかは行き場所がないんですよ、太宰府は。ですから、唯一の、あそこは場所だったんですけども、それがさらにサロンとして使われるために行き場所がなくなってしまうという、そういったお母さんたちもこれ悲鳴にも近いような声なんですけども、ぜひこれは考えておいていただきたいと思います。

それから、例えばですけども、今後各区長さんとの協議とかも必要になってくるかもしれませんが、現在公民館とかで高齢者用のサロンとして一部改装されたりしているところも出ておりますけども、例えばそこを子供たちも一緒に使えるような形で、区長さんなり何なりと協議をして使えるような拡大計画というのはお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） この件につきましては、今平成18年度から始めました出前保育、そういったときに、公民館共同利用施設の本体の場所だけではなくて、老人憩いの場の利用も活用もできないのかということで、お話は区長会協議会等でさせていただいております。その中の調整でございましたけれども、今実際には公民館あるいは共同利用施設の本体の方で憩いの場で実施しているものはございませんが、今後におきましてはそういったところも、時間帯によってはあいている時間もあると思いますので、管理運営の問題もあると思います。それぞれの行政区でどなたかにお願いして管理運営がなされていると思います。そういう調整、難しい部分はあると思いますけれども、私どもの市の方としましてはそういったところも再度区の方に協議させていただきながら、少しでもより多く使えるように、使用させていただけるように、協議をして広めてまいりたいというふうに常々思っているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。最後にもう一度強く要望しておきますけども、あのビガールームというのは、本当に市内に唯一屋根があって天候に左右されず、乳母車をつれたお母さんたちが自由に入出りできる場所なんです。その自由な時間を本当にできるだけ行政側の場所がないというその理由で奪っていただきたくない。これはお母さん方の強い要望だと思っておりますので、私自身からも要望として上げておきたいと思います。

これは執行部の皆様方をお願いをしますけれども、今後検討すると議会の答弁で回答された場合、検討された場合はその内容について、また検討するという回答いただいた後、1年以上

検討すら開始されていない場合は、やはりその旨をきちんと伝えていただきたいということを要望しておきたいと思います。

4月の選挙で再びこの会場に戻ってくることができましたら、このことをさらに強く要望していきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 追加答弁。少し追加答弁があるんですけど。

○8番（渡邊美穂議員） そうですか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 要望がっておりますビガールームの件でございますが、もともと先ほども申しましたように、出入り自由の部屋になっております。それで、私どもの方としてサロン等を予定しておりますけれども、そのときにお越しになった方、こちらのサロンの事前の届け者だけを入れるということではなくて、全く今おっしゃっているようなフリーに見える親子の方々に自由にそのときも入っていただくという形で広めていくという事業を展開するというので、説明不足で申しわけございませんでした。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。では、そのような形で活動していただくと同時に、先ほど申しあげました大人の方の生涯学習につきましても、なぜあの場所でなければならないのかという、私はやはり疑問が残っていますので、あわせて子育て支援課と、あと財団の方と、ぜひこの件につきましてもご検討をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

○4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問をさせていただきます。

1項目めは、耐震改修促進法についての質問です。

平成16年12月26日午前8時、日本時間午前10時にスマトラ沖で最大規模の巨大地震が起きました。この地震により津波が発生、インドネシア、スリランカ、インド、タイ、マレーシアなどに被害をもたらし、約30万人を超える死者と150万人の避難者を出したこのニュースは世界各地で報道され、津波で逃げまどう生々しい映像をごらんになった方々もたくさんいらっしゃるかと思います。また、インドネシア、スマトラ沖では、つい先日の3月6日に地震があり、建物数百棟の倒壊と死傷者が出ております。

このように、地震の大惨事は瞬時にネット上やテレビで流されております。我が国では、大正12年、死者、行方不明者14万2,000人の関東大震災と平成7年1月17日の阪神・淡路大震災が歴史に残る大規模な地震としてよく知られております。最近では、新潟中越地震後、平成17年3月と4月に、福岡県西方沖地震が発生し、玄界島で大多数の家屋の損壊があり、太宰府

でも震度4を記録するという地震の恐怖をだれもが身をもって経験したわけであります。

現在も、震度1から2の微震、弱震は日本のどこかで毎日のように発生し、年間1,200件から1,500件ほどありまして、その情報はインターネットの地震情報で流されており、いつ大規模な地震が起きてもおかしくないと言っても過言ではありません。

地震や火山噴火などの世界全体に占める災害発生割合ですが、マグニチュード6以上の地震回数は世界の20.5%が日本で発生しているようです。これは、狭い日本に活火山が世界全体の7.1%集中し、この火山はプレートとプレートの境界にあり、プレートのずれによる巨大地震が発生しやすい状況下にあると言えます。

いつ起こるかわからない地震被害は、家屋倒壊による死傷者や負傷者が出るだけでなく、停電、断水、ガス停止といったライフラインを寸断し、火災などによる二次災害をもたらします。備えあれば憂いなしと申しますが、地震の被害想定をし、地震災害に強いまちづくりを目指すことが必要と考えます。

質問いたします。

市民が安心して暮らせるように、地震に対して耐えられるかどうかの耐震診断と地震に耐えられない家屋の耐震補強改修が必要です。昨年1月25日に、国土交通省より耐震改修促進計画の支援策が打ち出されておりますが、本市では耐震改修促進計画は進められているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、2項目めは、まるごと博物館構想についての質問です。

太宰府は、約1400年前に大宰府政庁が置かれ、九州の政治、経済、外交を担った中心的な拠点として重要な役割を果たしてきました。世界に引けをとらない文化的な遺産もあり、また史跡も数多く点在しております。本市の第四次総合計画書によりますと、21世紀にふさわしい太宰府の魅力あふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の早期実現に向け、市民ニーズや時代要請に留意しながら、重点的に取り組む主要課題として、3つの推進プロジェクトが掲げられております。

そのうちの一つでありますまるごと博物館推進プロジェクトの後期基本計画には、市内に点在するすばらしい歴史、文化的遺産などの地域資源や九州国立博物館等を集積される資料、情報、知識を生かしながら、文化振興や生涯学習の推進、そして自然環境の保全や景観づくり、産業観光の振興など、市民、事業者及び行政との連携、協働によって推進し、地域の再発見、再評価を通して得られた知識、地域の新たな価値を市民の財産として共有し、地域に対する誇りと愛情の育成につなげていく、つまり市内のどこでも歴史や文化を五感で感じることできるまちを目指すとうたわれております。

大変卓越したすばらしい構想であるとは思いますが、平成13年度から基本計画が策定され、平成18年度から後期の実施段階に突入しました。このまるごと博物館構想の最大のねらいは何か、また今後何をどうされるのか、具体案がございましたらお聞かせください。

以上2項目につきまして、件名ごとのご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせて

いただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま橋本議員から地震対策についての質問でございます。

まず、耐震改修促進法でございますが、我が国では、阪神・淡路大地震を初め近年大きな地震が頻発しております。福岡県におきましても、福岡県西方沖地震による被害は記憶に新しいところでございます。このような中、耐震改修促進法が改正されまして、平成18年1月より施行されております。

市の耐震改修促進計画でございますが、県が行います耐震改修促進計画の策定状況を見ながら検討いたしたいと思っております。

なお、詳細につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

建築物の耐震改修の促進に関する法律は、阪神・淡路大震災で、特に昭和56年以前に建築された住宅建築物の倒壊による被害が大きかったことから、平成7年12月に施行されたところでございます。その後も、新潟県の中越地震、福岡県西方沖地震など大地震が発生しております。そのことから、耐震基準に適合していない建築物の耐震改修を促進し、10年後の平成27年にはすべての建築物の90%を耐震化することを目標として耐震改修促進法が改正されております。

福岡県におきましては、国の基本方針を受けて耐震改修促進計画の骨格案が作成され、現在、広く県民の意見を募集されているところでございます。

市の耐震改修促進計画につきましては、県の耐震改修促進計画の内容を参考に策定する必要がありますので、県からのガイドラインが示され、それに沿って策定するということになると思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ただいまの答弁では、県の要綱、県の内容を参考にして取り組むということでございますが、計画としてはいつぐらいからお取り組みになられるでしょうか。予定をお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今申し上げましたように、パブリックコメントが県の予定でございます。それで、それが終わりますと、それから各自治体、市町村の方に連絡が来ると思います。それに参加しまして、内容をお聞きして、できる部分から、できるだけ早くそういう計画を立てられる内容であれば立てていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 時期的に、はっきりまだ言えないということですね。

大地震はいつ発生してもおかしくないことは先ほど壇上で述べましたけれども、昭和56年以前に建てられたこの建築物、耐震基準を満たしていないものが多いようですが、そういった方々を対象にした今回の耐震改修促進法でございますけれども、平成17年3月と4月に西方沖地震が発生しました。そのとき以後に、市民の方々から耐震診断とか耐震改修の相談はありましたでしょうか。もしございましたら、地震後、本日まで何件ほどあったかお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 太宰府市の窓口のところには、現在のところそういう内容の問い合わせ等はあっていないということでございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ゼロ件ということですね。それじゃ、もしこういった耐震改修の相談があった場合にはどのように対応し、どのように回答されるのか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 現状を報告したいというふうに思っております。といいますのが、今こういう国からの、県からの方針があって、市町村につきましてもそういう計画をつくるような国からの通知があっておるということで、内容等につきましてもそういう方々にお知らせする、関心を持ってもらうということが大事でございますので、そういう広報活動、あるいは内容がわかれば国からのそういう支援を通して自治体も支援ができるかどうか、そういう今検討しておるというような内容で、問い合わせがあった場合についてはご説明を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。もう既に福岡市では、震災に強いまちづくりを目指し、耐震改修費用の一部を負担する助成事業を展開されております。地震に対する意識啓発のために、市職員と耐震専門家による木造住宅編とマンション編に分けた出前講座、こういったものも実施されているようです。

そこでちょっと質問させていただきますけれども、耐震診断についての質問ですが、西方沖地震後、学校施設の耐震診断と改修の進捗状況をぜひ教えていただきたいと存じます。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 学校施設の耐震診断でございますが、福岡県の西方沖地震の前、平成13年度に一部診断を行い、平成15年度に水城小学校の屋内運動場、体育館について耐震補強工事を行っております。その後、平成17年度に災害時の市民の緊急避難場所となります小・中学校の体育館のうち、耐震診断を終えておりませんでした体育館5校につきまして耐震診断を行い、補強工事が必要との診断が出ましたので、太宰府小学校、水城西小学校、太宰府南小学校の3校と、中学校では学業院中学校の体育館を平成18年度、耐震補強工事が終わったところでございます。

今後の予定としましては、平成19年度の当初予算に体育館以外の管理棟や校舎部分の耐震診断を行う予定といたしております。

診断の結果、補強工事が必要という診断が出ましたら、早期に補強工事ができるよう、予算化について財政当局と協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） よろしく願いしておきます。

学校の場合は、やはり日中子供たちが勉強をしているわけですね。そういったときに地震が起きたら、やはり被害が大きくなってくると。亡くなったり、こういった事態も考えられますので、そういった場合にやはり行政が責任を問われるという可能性もあります。やはり、汚点を残さないように仕事きっちりではないですが、できるだけ早目に全校の改修工事を要望しておきます。

ところで、地震が起きた場合、最小限に被害を抑えるために緊急連絡として避難誘導が必要になってまいります。今年度の事業ですけれども、消防防災のシステムづくり、こういったものが今期の事業になっておりますけれども、避難勧告や不測の事態に備えた福岡コミュニティ無線、これ92カ所の設置工事を平成19年度末までに完成させるということでもございましたけども、大体どこまで、92カ所のスピーカーと無線機の取り付け、どの程度進んでいるのか、お願いをいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 愛称といたしまして、福岡無線じゃなくて、太宰府のコミュニティ無線というふうに名づけて皆さんに親しまれるように考えております。平成18年度予算に約9,000万円ほど上げておりますが、3月までに終わるという形で現在工事を進めております。

一部工事の内容を見直しまして、九十何カ所、数カ所でしたけども、電柱を高くしたりスピーカーを大きくしたりして、少し数は減っているようでございますけども、3月いっぱいまでに完成をさせるということで今工事を進めております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。

ところで、姉齒元一級建築士による耐震強度偽装事件は大きな社会問題となりました。国土交通省も耐震基準を満たしていない分譲マンションの補強工事、こういったものに力を注ぎ、2015年までには現基準を満たす住宅の割合を90%に高めるという方針を打ち出しております。耐震改修促進計画は国の施策でありまして、県に、先ほどのお話でありますけれども、県に到達が行っているということでした。耐震改修促進計画を申請すれば、県から補助金が出るかどうかの確認をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 私の手元の資料によりますと、国のやることと、それから県と市町村が連携してするというようなふうに分けてございます。その中で、国が実施するという関係で、

市町村が行う一連の事業に対する補助事業または交付金による支援というようなことで、概要がなされておりますので、それから見ますと、県あるいは市町村がそういう相談業務あるいは耐震に係るそういう相談をするときに、何らかの形で県を通じて市町村にもその支援の内容があるのかなというふうに思っております、まだそここのところがはっきりし切っておりません。ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） その辺、ちょっとはっきりしないということでございます。もし自主財源の持ち出しがなければ、そういった支援制度であれば、ぜひ積極的に計画策定に取り組んでいただきたいと思っております。

もう既に、先ほど福岡市の例を挙げましたけども、こういった耐震診断や耐震改修工事に要する費用に対して、自治体から補助を受けているところも、福岡市以外にも、千葉県市川市や埼玉県朝霞市、それから北本市、宮代町など、こういったところが、やはり耐震改修をしたいという市民の方からの申し出があれば、認定されて大体20万円から多いところで50万円、こういった補助が受けられる建築物耐震改修制度が設けられております。このように、耐震改修促進法についていち早く取り組んで、その補助事業を実施している自治体もでございますので、本市もぜひ安全・安心まちづくりの一環でありますので、ぜひ今後の検討課題として熟慮していただきますようお願いしまして、2項目に移らせていただきます。

○議長（村山弘行議員） ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） まるごと博物館構想についてのご質問でございますが、ご承知のように、第四次総合計画の中に「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するその構想推進のための3つのプロジェクトの一つでございます。このまるごと博物館構想といいますのは、太宰府の全市域におきまして、歴史あるいは風土、そういうものをじかに感じながら、そしてまた市民の皆様がその風土、生きざまそのものを含め、太宰府の景観を含めた地域づくりと申しますか、まちづくりの構想でございまして、これは言うなれば太宰府が持ちますそういう資産を屋根のない博物館としてとらえながら、そしてこの太宰府の宝でございます政庁跡、水城跡、あるいは観世音寺、戒壇院、また太宰府天満宮などいろいろな貴重な歴史遺産がございますが、その形のあるものではなくて、形のない太宰府の祭りあるいはそういった風景、いろいろな形で全体を取り入れましたそのようなまち、それがまるごと博物館の構想じゃないかと思っております。

地域全体の価値というものの再発見、それを生かしながら、また後世に残していく、そうい

う取り組みがこの構想の推進でございますが、ご指摘のように、このまると博物館の概要につきましては、第四次総合計画の後期基本計画の中に推進プロジェクトとして市民の皆様にもこの概略を配付して、その計画の内容等示しておるところでございます。

市内のどこでも歴史や文化を五感で感じるこのまちなちづくりを目標にしたということございまして、そのためのいろいろ具体的な問題はあるわけでございます。特に、一昨年の10月に開館いたしました九州国立博物館等に集積されます資料、情報、知識はもちろんでございますが、そういう文化発信の大きな資産があるわけでございます。そしてまた、九州文化の振興なり、生涯学習の推進等々につきましても、この一体的な取り組みというのが、具体的な構想の中でいろいろ具現化されるものがあるかと思っております。

それと同時に、去る2月に太宰府景観まちづくり懇話会から、太宰府の景観づくりの答申をいただいたところでございます。これにつきましても、将来的には景観のまちづくりの条例等の制定もご答申をいただいたところでございますが、そういうものを見ながら、一体的なまちづくりを進めていく、究極の目的はもちろん太宰府に現在ございます景観あるいは歴史的遺産を守っていくと同時に、この太宰府市の残された遺産と同時に、新しい太宰府の市民遺産もつくり出していきながら、そして一体的となったこの太宰府の貴重な遺産、それを後世に残していこうという大きな夢があるわけございまして、これは市の行政だけでなく、市民の皆さん方、事業者の皆さん方、そしてまた訪れる観光客を含めました皆さんの協働のまちづくりにつながっていくように取り組まなくちゃならないと思っております。

究極の目的は、抽象的といえども、100年後にも誇りに思える美しいまち太宰府をつくっていく、これがまると博物館の構想じゃないかと思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ありがとうございます。最大のねらいは何なのかということで壇上でお尋ねしましたけれども、すばらしい太宰府を後世に残していくということが最大のねらいかなというふうに受けとめました。

前期基本計画が平成13年度から平成17年度までの5カ年になっておりました。その期間の中で、3カ年の実施計画もローリング方式による見直しをなされてきました。前期、まると推進プロジェクトの中でですね、何をなされたのかを、実績をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） まず、ハード事業といたしましては、太宰府館の建設がございました。それから、博物館に通じます散策路、名称は国博通り、を整備いたしました。この2つが大きなハード事業だろうというふうに思います。

またそのほかに、ソフト事業といたしましては、一つの事業名なんです、まると博物館スタンプラリーあるいはウォーク大会、これは数多くの市民あるいは市内外の方々に参加をいただきました。

それからもう一つは、一つの人材育成を図るという観点から、太宰府発見塾というのを設置して、今日、現在も続いております。そういう事業が主な事業というふうになります。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） そのソフト面の太宰府発見塾、これは一流の講師の先生をお招きしての勉強会、大盛況というふうになっておりますが、この太宰府発見塾は何回ほど開催され、大体ほぼ平均出席者どれぐらいいらっしゃるのか、お聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） これは平成17年度からスタートいたしました。平成17年度が23回だったというふうに記憶しています。それから、平成18年度は少し縮小しまして15回だったというふうに記憶しています。

それから、参加者につきましては、非常に参加された塾生と申しまししょうか、皆さん方は熱心でございまして、ほとんど出席率が8割以上というふうな状況で、今現在もこれを引き続き行う予定で、平成19年度も予算をお願いしようというふうには思っております。そういう状況です。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 自分の住む太宰府にこれだけ愛着を持った方々がいらっしゃるということで、こういった方々を今後どのような形で参加、いろいろ事業に参加していただく、こういった何か妙案と申しますかね、人材活用の妙案、こういったものがございましたらお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この発見塾の基本的なねらいというのが、いわゆる人材育成ということがございます。それで、卒業生と申しまししょうか、塾を受けられた皆さん方にもいろんなアンケート調査を行いました。この塾が終わった後に何を希望されますかということがあったんですけども、その中で一番多かったのがやはり太宰府を紹介するリーダーになりたい。つまり、例えば史跡の解説をボランティアでしたいとか、あるいは観光客のもてなし事業に参画をしたい、あるいは太宰府館とかふれあい館でその一スタッフとして参画をしたいなどというふうなアンケート調査の結果がありました。

まさに我々が望んでいたとおりで、今後もそういう市の公共施設なり、あるいは博物館のボランティアとか、いろんな形でお願いをしていこうと期待をいたしております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） そうですね、確かに私も大賛成でございます。史跡解説員になりたい方もいらっしゃるでしょうし、また九州国立博物館でのボランティアとしての活動をなさりたい方もいらっしゃると思います。

先日、新聞で紹介されておりました商工会が中心となって企画されております博物館スタンプラリーなど、こういった実行委員としての協力も願うとか、いろいろ考えればいろんな方法

があると思いますので、今後は横の連携をとりながら、人材活用をぜひ図っていただければと思います。

このまると博物館の名称に異論はございませんけれども、市長から先ほどご説明いただきました。ただ、印象としましては、やはり雲をつかむような漠然とした印象なんですね。ちょっと抽象過ぎてわかりにくいので、このプロジェクトは何を核とされているのか、再度質問をさせていただきます。何が中心なのかです。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） まると博物館推進プロジェクト第四次総合計画の中に示しております、そしてまた後期基本計画の中にもまると博物館推進プロジェクトの内容等についてお示しているところがございます。そこにもお示しておりますように、このまると推進博物館というのは、具体的なハードの事業だけではないわけでございまして、先ほどから申しましておるように、太宰府にありますこの歴史、自然、そういうもの、そしてまたそれをより知らしめるため、またより市民の皆さんに理解していただく、そういう形でのソフトの面でも申しましたように、太宰府学の推進がありますし、美しい地域づくり、市民ぐるみの美しい地域づくり、これも一つの念頭で書いているわけでございます。

それとまた、地域文化遺産を保存し、またこれを具体的に活用する。これはまだ今後の課題としてたくさんあるわけでございますが、1つは文化財保存活用計画を答申を受けておりますが、それを具現化していく、これも1つでございます。と同時に、このまると博物館構想の中に産業観光の振興も含めていくということも含まれるわけでございまして、具体的に何か目標を、一つのことをつくっていくというような具体的な構想じゃなく、そういう広い範囲の中からこれをいかに市民の皆様、そして太宰府の歴史的遺産等々に対するアピールというよりも、文化発信の一つにもなるわけでございます。トータルのもので考えておるわけでございます。

したがいまして、ただいま申しましたように、具体的な景観まちづくりの答申をいただいた、そういう具体的な景観まちづくりの施策も展開しなくちゃなりませんし、究極のところは市民の皆さんあるいは事業者の皆様方、行政一体となったこの誇り持ち得る美しい太宰府をいかに充実した形で保存し残していく、そういう大きな構想であると思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） そうしますと、ボランティアとかNPOの育成、支援、こういった方々のまると博物館を支える市民ネットワークも構築したいというふうにうたわれておりますよね。この辺の構築の進みぐあいといいますかね、どういうふうになっていますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ボランティア促進会というのが以前ございましたけども、ご承知のとおり、平成18年4月から正式に太宰府市NPOボランティア支援センターという名称の中できちっと発足をいたしました。これが中心になろうかと思っておりますけども、それらを含めた中



で、やはりこのまると博物館構想といういろんな活動の中で、いろんな形でのボランティアの方がいらっしゃいますので、それらをそれぞれの目的に沿ってまとめて指導していくというような形に将来的にはなろうかと思えます。

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時41分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ここに第四次総合計画の後期基本計画書があります。この中で、来訪者が太宰府を楽しく回遊できるよう、水城跡や大宰府跡周辺の観光拠点の整備を図るとともに、万葉歌碑めぐりを初め、食べる、買う、憩うことのできる魅力ある観光づくりを進めますと、こういうふううたってあるわけですね。やはり、九州国立博物館も300万人を突破したということで、さらに観光客が増えてきていると。こういった方々の、一時通過型じゃなくて滞在型の太宰府市にぜひしていただきたい。そのために、やはり宿泊施設が必要じゃなかろうかということで、年金保養センターがどういうふうに、今後、なったのか。ここもやはり大いに市の税収にも寄与しておりますので、入湯税とかですね、かなり大きな額が寄与されておりますので、その辺で国民年金保養センターはどういうふうになったのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この国民年金保養センターにつきましては、議員さんおっしゃるとおり、民間の方に売却をするという方針で先般落札がなされました。それで、あと、民間のホテル関係の会社が新たに改装をしてホテル、宿泊施設を開業するということの報告は聞いております。

そしてまた、総合計画の中にも、後期基本計画の中にもきちっと明示しておりますとおり、当然市としても一つの事業として宿泊施設の誘致という項目を起しておりますので、今後機会あるごとにそういうふうな誘致活動も行っていきたいというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 最後になりますけれども、今年度で勇退されます佐藤市長、本当にお疲れさまでございました。まると博物館推進プロジェクト、あと、平成22年度まで4年間まだございます。これまでの6年間を振り返って、佐藤市長の在任期間に事業を実施、展開されてまいりましたけれども、市長として、あと残された課題あるいはこれまでの達成度を含めたご見解をお願いできればと思っております。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 平成7年に市長に就任しまして、3期12年務めてまいりまして、その間大きな柱といたしましては、第三次総合計画を引き継ぎまして、本市の将来像でございます「歴史

とみどり豊かな文化のまち」の創造、それに基づきましての第四次総合計画、平成13年度から平成22年度を作成したところでございます。この内容等につきましては、もうご承知のように、市民の代表の皆さん方を含めます百人委員会等々の意見を拝聴しながら、この新しい第四次総合計画ができたわけでございます。

もう内容等につきましてはご承知のように3つの柱を立てまして推進いたしております。平成18年度から総合計画の後期基本計画に入るわけでございますが、この計画の内容等につきましては、市民の皆様方にも市広報と一緒にダイジェスト版等で広報いたし、皆さんに知っていただいております。

この達成度につきましては、それぞれハード面、ソフト面、いろいろございまして、年次的には一つ一つ年度予算の中で新規事業、そしてまた今後残された問題点等々は、市民の皆様、特に議会からのご提案等々を受けながら今日に至っております。その間、一番大きかったのは、何を申しまして百年の悲願でございました国立博物館が平成8年に設置決定して、そしてまた一昨年10月に開館に至ったと。非常に早期に、日本で4番目の国立博物館ができて、太宰府の新しい魅力として、また太宰府の新しい核づくりとしてできたわけでございます。これを生かしたまちづくり、今ご指摘のような通過型観光ではなくて定着できるまちづくり等々も新しい視点で今とらえておるところでございます。

一つ一つの残された課題というのは、まだ私の任期もございまして、この平成23年度までに非常に財政事情厳しゅうございますが、それぞれに市民の皆様と協働でこの取捨選択しながら長期課題のもの、短期でつくり上げるもの等々はあるかと思っております。

顧みましても、佐野土地区画整理の平成18年度完成、あるいは平成15年に起きたあの災害の災害復旧、あるいは周辺アクセス道路の整備等々、また一番悩ましておりました水問題等を含めまして、できる限りのことは皆様と一緒に努力してまいりまして、一定のめどなり一定の資源確保はできたと私は思っております。

今後は、さらなる太宰府の総合計画を飛躍した新しい、今度はまちづくりの視点に立った百年の計を立てていきたい、そういう気持ちでございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ありがとうございます。一般会計予算も減額となりまして、自主財源の確保がこれからの最重要課題だと私は認識しております。国博で来館者も増えまして、観光客により太宰府のすばらしさをじっくり味わっていただき、先ほど申しましたように、宿泊施設と史跡めぐりによる文化財見学コースを融合させた仕組みづくりをぜひつくっていただきたい。こういうふうには思っております。

再びこの議場にご縁がございましたら、またしっかりとこの点につきましては自主的な研究をしまして、リターンマッチの提案をさせていただきますこととお誓いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

[12番 小柳道枝議員 登壇]

○12番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしております本市における信号機設置及び横断歩道の整備についてお伺いいたします。

本市の道路状況は、日常的な朝夕の通勤時の渋滞や年末年始を初めとする観光客の車、また国立博物館の開館とともに、シーズンを問わず市内の交通量は増え続けております。

特に、土、日、祝日などの交通渋滞は、太宰府インターチェンジから関屋交差点を經由し政庁通りを通る混雑、筑紫野インターチェンジからは国道3号線の高雄交差点から君畑交差点を右折し五条交差点へ向かう混雑、また筑紫野・古賀線バイパスの開通により、小郡インターチェンジから原交差点を經由し太宰府天満宮、国立博物館などへ向かう混雑が続いているのは、市民のだれもが知っているところでございます。

市外からの観光客などの車には、近年カーナビゲーションが取り付けられているようで、裏道案内などにより、ふだんは地域住民しか利用していない団地へと流れてきております。子供たちやお年寄りの方々を初めとする市民が、安全で安心して通行できるよう、横断歩道の整備や危険と思われる交差点などへの信号機の設置などについて、本市の対応策や関係機関との連携など、特に次の地域のことについてお尋ねいたします。

まず、県道筑紫野・太宰府線と県道観世音寺・二日市線とが接続する大宰府展示館、仏心寺近くの横断歩道のみで交差点に信号機の設置はできないのか。

次に、東ヶ丘区内の市道青山47号線と青山20号線との交差点は近くにありますが太宰府東小学校、太宰府東中学校、また県立太宰府高等学校の児童・生徒の通学路でもあり、死亡事故や車同士の接触事故などが多発いたしておりますことから、信号機の設置はできないのか。

それから、長年の念願であった高雄地区内の道路整備が進み、見通しもよくなったことから、車や人の往来が多くなり、特に、高雄中央通り線は近くにありますが星ヶ丘保育園、高雄幼稚園、太宰府南小学校の園児、児童の通園、通学路でもあることから、高雄中央通り線と市道家の前・今玉線との交差点に信号機の設置はできないのでしょうか。

最後に、県道内山線沿いにありますまほろば号内山線の豆塚山前バス停付近に、地元から横断歩道の要望がなされておりますが、どのような対策がなされておられるのか、お尋ねいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

信号機設置及び横断歩道での整備要望は、各区長より毎年申請されております。ほかに、小学校校長、PTA、関係区長名の連名で、児童の通学路の信号機設置及び横断歩道の整備、またガードレール、フェンス、草刈り、水路のふた等の要望が出ておるところでございます。

信号機設置、横断歩道の整備につきましては、公安委員会で設置されますので、筑紫野警察

署に申請書を提出し、現地立ち会いをいたしておるところでございます。

筑紫野警察署は、現地立ち会いを行った後、県警本部に要望を申請されるようになっております。

県道筑紫野・太宰府線と観世音寺・二日市線の交差点、それから東ヶ丘の交差点、それから高雄中央通り線と家の前・今王線との交差点の3カ所の信号設置は、平成18年度も、公安委員会に筑紫野警察署を通じて要望いたしておるところでございます。

なお、東ヶ丘の交差点につきましては、一たん停止の交通規制がなされておりますが、停止線が消えかかっている状態でございますので、これも早急に公安委員会に要望してまいりたいと思っております。

最後の内山、豆塚山前バス停付近の横断歩道の設置につきましても、要望いたしておるところでございます。現在、スピードを落とせということでの白線による表示を最近いたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） ただいま公安委員会、そして立会の上、要望は出されているということはお伺いいたしました。

この危険な場所には信号機の設置及びまた横断歩道の要望は、市内にはこの箇所に限らずやっぱり数多く要望が出されているのではないかなと思います。私どもも、やっぱり子供たちが安心して安全に通行できるよう、そしてまた今回3月末になりますと、太宰府は、学園都市、そして国立博物館の開館に伴い、多数の市外の方から移り住んでくる人、新しい学生さんもいらっしゃると思います。そういう方たちが、また裏道に入ったり、いろいろそういうこともございますことから、どうしても太宰府というのは、信号、道路の安全面は必要じゃないかなと思います。

先日、筑紫野警察署の方に行きまして、近隣の信号機設置数をちょっと調べてまいりました。春日市が114基、それと大野城市102基、そして筑紫野市が118基、それに加え太宰府市は21基というふうになっております。この要望を出されるときに、人口とか面積が、まず市町村違うと思うんですよ。その辺を太宰府市としては、人口は6万7,000人ぐらいなんですけれども、観光客、よそからの来訪者の数は近隣に比べますと多く、年間700万人ですよ。そういうところを加味したところで、要望はできないんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 少し経過を申しますと、先ほど言いましたように、区の要望あるいはそういう学校、そういうところから要望が出まして、大体10月ぐらいから区長さんの方にも要望をとりまして、そういう運びにいたしております。そして、4月ごろまとめた部分を筑紫野警察署の方に一括して出します。出すときにも、それぞれの要望の理由、そういうものを簡単に箇条書きをして出すわけでございます。そして、5月から6月ぐらいにかけて筑紫野警察署の

交通の方と現地立ち会いをいたします。そして、それぞれの設置要望箇所、信号、それから横断歩道、そういう一たん停止、そういうものところをつぶさに、警察署の人と、職員と回りまして、そのときにこういう状況にあるということで、地域や区の皆さんがそういうことを要望してあるということをお伝えをいたしております。

それからあと警察署の公安の基準とかそういうものの判断の中で、対応されているということで、最近是对応する場合には事前に連絡が参りまして、そこのところをしていただくというように運びになっております。今、おっしゃいますようなことについては、できるだけお伝えしておるといふつもりでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 市としては、公安委員会の方へ要望を出し、地元から上がってきたものは伝えていく、それだけのお仕事をなさっているということですか。その中身について、一つ一つの、例えば、関屋からの政庁通り、さきに質問いたしましたこの県道、将来的に西鉄二日市東口から3号線までの拡張工事が行われ、恐らく3号線につながっていくということ聞いておりますが、これは確かでございますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） はい、今のところはその計画で、地元にも説明して進めておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） となりますと、結局東口から3号線まで道路が拡張されれば、流れて、車は必然的にあります。それから太宰府市内に入る場合に、3号線から政庁通りに当たる分、それと君畑から太宰府に入る分、その間に大きなメイン道路ができれば、それはそのままずっと仏心寺のさっき申し上げましたその大宰府展示館、その今のところに当たってくるわけなんです。今現在でも、そこから本線に入ろうという車がまず入れない、右折できないという現状は多々あります。まして、国立博物館の先ほど橋本議員の質問にもありましたまる博、そういうものを含んだときに、ウォークラリーとか、他市町村からたくさんの方が来るんですよ。ウォークラリーというのは、太宰府市内を皆さんに見ていただく、よく理解していただく、そのためにもどうしてもこういうところを市の方がご理解いただきまして、強く、先ほど申しましたように、公安委員会等々に現状の説明をし、そしてその中でやっていってほしいと思います。

それと同時に、東ヶ丘の交差点の件でございますけれども、カーナビの普及により、年末年始はもうすごいんですよ、今。県外ナンバー、久留米ナンバーあちこちのナンバーが中に入ってきております。そうしますと、その路線は東小学校のほんの手前にあります。そうしますと、バスは、出るところなんです、西鉄バスの。そうしますと、その西鉄バスのバス路線から見たときにどっちが優先道路かわからないような状況があります。とまれもあります。でも、

土地カンのある人はとまります。ただども、道路が真っすぐに続いておりますから、そこにまさか大きな優先道路があるとは思わないと思うんですよ。そこを今スピードを落とすような、何かこう、目印ですか、注意をなさいというふうなものは、白線のみならず、交差点ありとか、そういうものの注意の何かそういうものはできますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） まず、1点目の観世音寺の交差点の分でございます。

確かに、観世音寺から来る部分の左折とか観世音寺・二日市線の方から来る部分の右折とか、非常にやっぱりその筑紫野・太宰府線ですかね、が車が多くてできにくい状況は把握しております。そのところを市道、県道と交差するところでございますので、県の方にも実情をお話しし、要望していってもらいように進めてまいりたいというふうに思います。

それから、青山のおっしゃる交差点でございますけども、確かにこの質問が出まして現地に行って、バスがメインに出る方から見ますと、交差点が幾つもあるって、そこが大きな道路ということがやっぱり見にくうございます。それで、改めましたら一たん停止もかかって、子供たちの通学路の表示もしてありますけども、おっしゃるとおり、地域の人であればわかるかと思えますけれども、そういう初めてカーナビとかで来られる方についてはわからない状況がありますので、そのところについては、先ほど言いましたように、注意とか、そういう、市の方で、注意を促すような白線による文字とか、そういうものをできる限り公安の方と協議して、ある程度市に任されている部分もございますので、できる限りの対応はしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） いろいろとご苦労もあるとは思いますが、特に東ヶ丘のこの交差点につきましては、東小学校のPTAさん、そして地域の方、今度また新しく新1年生も入ります。本当に安全で、登校指導している役員さんたちも本当に気を遣っておりますので、その辺を市でできる分はどういうところがありますか。確約できますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 先ほど言いましたように、一たん停止、それは公安の部分でございますので、例えば白線でちょっとゼブラ上にする部分、そして注意とか、それからスピード落とせとか、そういう部分は市の方である程度できると聞いておりますので、そういう部分をできるだけ安全対策のためにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） ぜひとも、今の通学路、そういうものを点検して東ヶ丘の小学校の前にそういうのが早急に市の責任で行ってほしいと思います。期待いたしておりますので、お願いいたします。

それと、高雄中央通りの件なんですけど、高雄中央通りの件につきましては、昨日清水議員さんからの質問もありまして、前に進んでいるようでございます。現地の立ち会いを行って平成19年度までには高雄中央通りの完備が終わり次第、改めて立ち会いを行い、要望していくというご答弁でございますので、どうぞ近い将来に安全で、できますようお願い申し上げたいと思います。

それと、豆塚山バス停の件なんですけど、内山地区のまほろば号を利用している児童・生徒ももう結構以前よりも多くなっているんですね。そして、まほろば号を使っております。先ほどご答弁にありました、確かに坂になっていてスピードがもう勝手に出るような地形ではありませんけれども、子供たちが下校時はそのままおうちの方に行けるとは思いますけど、登校時の安全の確保、そのためにもどうしてもここは早急をお願いできればと思っております。そのために、地域の方々はまほろば号が寄りつきやすいようにバスカットを個人の協力で、地域の協力で何か取り入れられているようですが、その辺はご存じなんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） これも現場を確認して存じております。それで、特におっしゃる下り、内山から下る方が納骨堂でしょうか、あって、少し緩やかなカーブになって下っておりますので、確かに子供たちが登校するときはその内山から下る方になりますから、おっしゃることは十分わかっておりますので、再度検証いたしまして、できるだけの対策はとりたいと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） できるだけ安全で、子供たちが通学できるような、そしてまた高齢者の方が安心して、まほろば号もメインでございますので、まほろば号を利用できるような体制をとられていただけるようお願いしたいと思います。

最後になりますが、本市は観光客、参拝客の来訪者が年間700万人を超えるという特殊な事情があります。道路交通のあり方には大きく左右されている現実もありますが、交通渋滞がひどくなりますと、迂回して思いもよらない地域への波及が、結果として通学路への影響や思わぬ事故の発生件数の増加につながると思われまます。清水議員からも関連の質問がありましたが、財源の問題などいろいろな事情もありましようが、年次計画などをお示しいただきまして、市民が安心して住めるまち太宰府に向けてご尽力くださいますよう重ねてお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

○7番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました項目について質問させていただきます。

駐車場対策についてであります。

太宰府天満宮、九州国立博物館周辺の車の混雑に対する駐車場対策について、今後どのような対策を考えておられるのか、伺います。

国立博物館開館後の連日のにぎわいは、開館前の予想をはるかに超える入館者の数になっております。先日、300万人を超えたと発表にもありますように、太宰府に訪れる観光客の増は大変喜ばしいことではありますが、開館前から指摘されております自動車で訪れられる観光客のための駐車場の数は、絶対数が大きく不足の状態、根本的な対策がいまだになされておられません。正月には、応急の対策として臨時の駐車場などの準備はされましたが、その後、土曜、日曜は駐車場に入れない自動車の影響で、市内の道路の渋滞が発生しています。また、来訪者にも時間のロスを与えることになりまして、市民の生活にも大変な影響を与えております。

このような状況をどのように認識され、判断をされているのか。また、今後の対策はどう考えておられるのか、伺います。

再質問につきましては、自席で行います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 駐車場対策についてご回答申し上げます。

平成17年10月に九州国立博物館が開館いたしましたことによりまして、特に週末は市内の渋滞に拍車がかかっておりまして、慢性的な交通渋滞と駐車場不足が発生しております。これによりまして、地域の方々にはご迷惑をおかけいたしております。年末年始につきましては、ご承知のとおり、水城小学校や通古賀土地区画整理予定地周辺に臨時駐車場等を設置いたしまして、渋滞の緩和に対応してまいりました。

現在は、土曜日、日曜日、祝日等には市役所周辺を無料開放いたしまして、あとは太宰府天満宮や国立博物館、さらには西鉄とも連携をしながら、できるだけ公共交通機関を利用するように徹底した呼びかけを行っております。

また、こうした総合的な交通渋滞に対する解消に向けましては、総合的に研究、検討をする目的で国、県、筑紫野警察署を初めといたしまして、太宰府天満宮、観光協会等の関係機関等も含めながら構成いたしましたプロジェクトチームを編成をして、太宰府市、市全体の総合交通計画なるものを策定するために現在会合を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。



○7番（不老光幸議員） 平成17年12月に、国博が開館しましてすぐに、一度このことにつきまして質問いたしまして、そのときのご回答と余り変わらないんですけども、今部長がおっしゃいましたように、公共交通機関を利用されるように啓蒙といいますか、そういうことをされていらっしゃるという話がありましたけども、具体的にどういうことをされていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 例えば国立博物館ですけども、ホームページを開いていただければ、そこには必ず公共交通機関を利用してくださいということをきちっと文言で示してもらっています。それから、天満宮さんにつきましても、年末年始にかかわらず、いろんなチラシ、情報誌を出すときには、その公共交通機関の案内、当然市の方のホームページ、いろんなイベントをするときにもそういうチラシ等で案内をいたしております。

特に、この公共交通機関を利用してくださいというのを、この3団体、関係含めて連携しながら呼びかけを行っておりますが、一つの結果の数字といたしましては、特に身近な西鉄電車の方からの一つの報告がございまして、特にここ1月、2月の土曜日、日曜日、いわゆる休日の乗車率というのが、平成17年と同じ時期に比較いたしますと140から180%の増という報告を受けております。

こういう一つの公共交通機関を利用してくださいという呼びかけによりまして、それなりの効果があっているという判断はいたしております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 今ホームページとかお話がありましたんですけども、これは周辺の太宰府に近いところの方々は、もう太宰府に車で行けば、駐車場に入るまでに相当時間がかかるとか渋滞しているとか、そういったことはリピートの方はかなり体験的に知っていらっしゃるわけですけども、今非常に高速道路とかいろんなものが随分と整備をされまして、他県、特に遠方の方につきましては、やはり車でおいでになるお客さんが非常に多いわけです。それで、車のナンバー見ると本当に遠いところからおいでになっている車が非常に多いんですけども、そういう方々に対する周知といいますか、それはホームページを開きますとわかるかもしれませんが、それができない人に対する周知はどういうふうに考えていらっしゃるか、お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど本市の総合交通計画を策定するというふうに申し上げました。実は、この計画書の中に情報システムの構築というものを考えております。これはインターネット等によりまして各個人が持っている携帯電話からも情報を収集できるというようなことで、例えば駐車場の位置あるいはその駐車場の満車、空車の状況をそういうインターネットによってお知らせをする。事前に、ドライバーの方に関係者に情報を提供するというようなことを考えております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 駐車場の数ですけれども、これが冒頭に申しましたように、正月の休みには、臨時駐車場とかそういったものを準備をされまして、それなりに成果は上がっているというふうに私も認識はいたしましたんですけども、その後の土曜、日曜、祭日の状況ですけれども、市の周辺、特に市役所の駐車場とか、そういったものを開放していらっしゃるんですけども、全体的に見まして駐車場の数は足りているというふうに判断をされているわけですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 昨今の土曜日、日曜日、いわゆる休日の市内の渋滞状況を見てみますと、不足をしているという判断は確かにいたしております。ただ、非常にこの駐車場、いわゆる渋滞の定義といいたすでしょうか、どこまでが渋滞でどこまでが不足だというのが、判断が、非常に我々も判断が難しいところなんですけれども、できるだけそういう市民生活に支障のないような条件整備をするのが、一つ、我々の役目だろうというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 駐車場そのものは絶対数が足りない、渋滞の状況をどこまで判断するのかとおっしゃいましたけれども、さっき小柳議員がおっしゃいましたように、相当市内に入ってくる幹線道路が渋滞を来しているということは、地域振興部長も順次市内を見ていらっしゃるようでございますので、認識はされていると思うんですけども、特に今、国博の原地区ですかね、あちらの方の北側、裏側ですかね、裏側の駐車場が準備されているんですけども、あそこにやはり市民の、来訪者の方は表側から行くよりも裏側の方がスムーズに行けるんじゃないかなということで、10時過ぎにはあちらの方の駐車場はみんなもう満杯になっている状況でございます。

絶対的に、私は駐車場は足りないというふうに判断をいたしてございまして、今後駐車場の増設、そういったものを考えていらっしゃるかどうか、お伺いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現段階で市が責任を持って駐車場を何台確保する、整備するという具体的な計画は持っておりませんが、これは先ほども申し上げましたけれども、市だけではなくて、やはり民間の方あるいは関係者等も協力をいただきながら、一定の駐車場の整備というのは今後とも整備をしていく必要があるというふうには思っております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 年間700万人も来訪者がおいでになるこの地域に、何ら市当局でその駐車場問題について準備をするとか、そういうことをやらずに民間にすべて依存するというのは、ちょっと異常じゃないかというふうに私は感じております。私どもも、観光地のいろんなところを視察にお伺いしましたわけでございますけれども、かなりの部分で市が主導的に市で準備する、あるいは何らかの形で確保するような形の施策をとっていらっしゃるのを随分と見て回ってきたんですけども、このような状態をいつまでも続けていくというのはいかがなも

のかと思いますけども、いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 市の方で、行政の方で全く整備はしないという意味ではございませんで、当然市の責任としてこういう渋滞対策についてはしかるべき条件整備をしなければなりません。しかしながら、あわせて民間の方とも、いろいろと協力を願いたいという意味でございます。その辺はご理解いただきたいと思っております。

ただ1つ、博物館が開館いたしました大渋滞の折に、筑紫野市の原地区、いわゆる北側アクセス側の方に、市の方としても民間の方に臨時でいいからひとつ駐車場をしてほしいというお願いはいたしました。しかし、そこで民間の方が言われるには、1年間ずっと保証してくれるのかという部分もはっきりと言われますし、なかなか市としても民間の方にぜひ駐車場を整備してくださいと強くは言えない状況もございますので、その辺あたりは十分条件、環境を考えながら、そういう整備に向かって努力はしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 平成17年12月の私の質問のとき、やはり今部長がおっしゃいましたように、駐車場を、年間続けてあれば、これは民間の方をお願いするというのは適当だと思いますけども、ある一定の期間が駐車場として供されて、あとはあいてしまう状態でございます。例えばそのときに、議事録見ていただければわかると思うんですけども、3,000坪の農地を駐車場にした場合には、あと夏場のあいたリスクを民間の方に負担をかけるんですかという、それはできないんじゃないか、だから公共の部分でそういったものについては確保すべきではないか。それで、具体的に、こういったものもどうですかという話もしたと思うんですけども、農地を駐車場に変更すれば、まず固定資産税変わってくると思うんですね。そういうふうなリスクがありますから、北側に確かに駐車場を民間農地をつぶしてやっていらっしゃるんですけども、そうではなくて、国立博物館をつくるときに、700台の駐車場を確保してくださいというふうに申し入れをされたんですけども、実際には230台しかつくっていらっしゃらない。

私が思いますのは、1年間たって国博の会場、国博そのものにもっと駐車場を増設してくださいということを依頼はされたんですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 議員さんおっしゃいますように、国博の駐車場が今現在230台です。現状を見ながら、今日までいろんな渋滞状況を確認をしておりますので、当然博物館の方の担当者には、できるならば今後も増設に向けて検討していただきたいというのは再三機会あるごとに申し入れはいたしております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） それで、国博というか、国とか県ですけども、回答はどういうふうにおっしゃいましたか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現段階でははっきりした答えはなくて、今後も少し、しばらく推移を見るといふような回答はいただいております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 当初、国博ができるときに年間35万人という予測だったんですけども、先日発表では1年ちょっとで300万人の入場者があっているわけですね。それで、特別展の入場料は1,300円とか、あるいは1,200円とか1,000円とかあるんですけども、一般は400円とかあるんでしょうけども、例えば1,000円で計算すれば、35万台だったら3億5,000万円、これが300万人だと30億円入ってくるわけですね。それだけの金が入ってくれば、駐車場つくるぐらいの金は十分あるし、場所もあると思うんですね。やり方はあると思うんですけども、ぜひともこれは太宰府市の現状からして強く早急につくっていただけるように要求すべきだと思いますけども、いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 博物館、先ほど言いましたように、確かに要望はいたしております。そういう事情も博物館の方も承知はされていると思いますので、さらにそういうふうな協議の中で、駐車場のあり方については、今後議題にのせながら申し出をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） それからもう一点ですけども、水城跡、水城堤防周辺の開発に伴う駐車場のプランは、九州地方整備局と、平成18年度から調査費をつけていただくというご回答を平成17年12月の質問のときにいただいておりますけども、これはどうなりましたか、お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この水城周辺の整備につきましては、確かにいわゆる道の駅構想みたいなイメージで整備を今予定しております。関係機関であります国の方にもそういう絵を、構想を見せながら、今のところ相談をしておりますけども、具体的なそういう交付金とか補助の話までは進めておりません。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 本当にいろんなところの観光地があるんですけども、太宰府天満宮周辺で個人の方が駐車場を何人もやっています。これは駐車場というよりも個人の庭先にそれぞれ駐車をしていただいているという状況でございます。最近は本当にせっかく遠いところからおいでになって、本当に駐車場を探しながらいらっしゃる方を見受けますので、本当に2台でも3台でも置けるスペースがあれば、ぜひちょっと車をとめていただけませんかやろかというふうをお願いをしている状況でございます。

本来ならば、そのところにはお客さんがいっぱいおいでになるんですから、それなりのお店とかそういったものが張りついておれば、もっともっと経済効果も上がってくるんじゃない

かというふうを感じるんですけども、駐車場の皆さん方はやっぱりそれで十分なる努力をされてやっつけていらっしゃるんですけども、このメイン通りにずっと軒並みに個人の方が少しの庭を駐車場にしているという状況をですね、これは太宰府の知名度、それからこれだけのお客さんが来るような場所においてですね、本当に市としてですよ、やはり公共の機関がきちっとした駐車場を真剣に考えてですね、つくるべき方向にですね、進める、一歩足を踏み出すということですね、ぜひともお願いしたいと思います。

で、これは1年、もう1年間そのままの状況で、早くからお客さんが増えているということはわかっているんですけども、夏場にそういう手を打っていらっしゃるかと、そういうのがですね、非常に残念な状況でございます。

それから、前回九州歴史資料館が移設したら、そこに駐車場にしますというお話がありましたんですけども、あの建物はいつ壊されるんですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現在のところ、何年の何月に取り壊しをするというふうな情報というのは本市の方には入ってきておりません。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） だから、不確定なものをですね、期待しながら、それでそこにしますというふうな返事というのはですね、これは無責任な話だと思うんですけども。やっぱり現実に1年以内に取りかかるとできるようなことをやはり期待しながらやるのが当たり前でありまして、あそこが私はもし取り壊しができれば、1階じゃなくて立体駐車場をつくっていただければというふうな感じも持っていましたけども、いつになるかわからないものをいつまでも待っておるといふのはいかがなものかと思っております。

それからもう一つ、もう一点、福岡空港の第2駐車場がかってはですね、非常に駐車場が足りなくて困っていたんですけども、あそこに2階の駐車場にしまして非常に緩和されたというのは皆さん方も経験されていらっしゃると思うんですけども、天満宮さんの大駐車場を立体化する構想とか、そういった話は出ていないんですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 天満宮さんの大駐車場の分につきましては、以前も協議はした経過がございますけども、現時点では天満宮さんとしては2階建て、あるいは3階建ての構想計画はないようでございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） いろんなことを指摘させていただきましたけども、ぜひともやはり全国に誇れる太宰府まちを目指すという意味におきまして、本当に駐車場問題というのは重要な課題の一つだと思っております。ぜひとも、これはもう市長さん、残念ながらおかわりになるわけでございますけども、ここに残っていらっしゃる皆さん方でぜひともですよ、早急にこの問題については真剣に前に取り組んでいただきたいということをお願いしまして質問を終わり

ます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

○11番（山路一恵議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2点質問をいたします。

1つ目は、全国一斉学力テストについてです。

文部科学省は、本年4月24日、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に全国一斉学力テストの実施を決めています。このテストの実施要綱によりますと、対象は全国の小学6年生と中学3年生全員約240万人で、教科は国語と算数、数学の2教科、このほか学習状況調査も行われ、それぞれ学校名、男女、組、出席番号、名前を記入することになっています。そして、学力・学習状況調査の回答用紙は、各学校からそのまま文科省委託先のベネッセコーポレーションとNTTデータが回収し、採点、集計を行うとのこと。

委託先である民間企業は、問題用紙作成から教科学習状況調査用紙の送付と回収、採点、分析まですべてのことを任されて行うわけですが、これはすなわち子供たちの教科の点数から家庭内のプライバシーにかかわる情報まで、受験産業にかかわる企業なら、のどから手が出るほど欲しい情報がいとも簡単に業者の手に渡ってしまうということで、また認めがたいのは、それが国民の税金を投じて行われるということです。2007年度の文教予算では、今年の実施と翌年以降毎年実施するための準備として65億9,000万円が計上されています。国民の税金を使って民間企業に子供の個人情報を売り渡すようなことを簡単に認めるわけにはいきません。

既に民間企業丸投げで学力テストを実施している東京都のある区では、業者から「おたくのお子さんの都の中の順位を教えましょうか」といったセールスの電話がかかってきたという事例があるように、個人情報が漏れいしない保証はどこにもないのです。個人情報保護法に照らして言うなら、事前に保護者や子供たちに利用目的等を明示しなければならないはずですが、実施する旨の通知はなされるのでしょうか。参加するかしないかは、各市区町村の教育委員会で決めることができるということですが、個人情報保護にかかわる重大な問題を一方的に決めて実施されては困ります。

そうした個人情報の問題だけでなく、以前1961年に全国学力テストが実施された際、成績の悪い子をテスト当日は休ませる、先生が子供に答えを教えるなど、評価を上げるために教育とは無縁のことが次々に行われ、4年後には中止になったということがありました。その事実から見ても、また同じことが起こるのではないかと危惧しています。テストは子供たちだけではなく、先生方にとってもかなりのストレスをもたらす原因となることは明らかです。

以上のようなことから、私は全国一斉学力テストには参加すべきではないとの考えを持っていますが、教育委員会としてはどのようなお考えなのかをお伺いいたします。

次、2点目に、障害児、障害者の補装具について伺います。

昨年10月、障害者自立支援法が本格実施され、原則1割の応益負担が導入されました。大幅な利用者負担増による施設からの退所や報酬の激減による施設運営の悪化など日増しに深刻な問題が浮き彫りになり、とうとう政府は2007年、2008年の2年限りですが、特別対策を打ち出さざるを得なくなりました。しかしながら、肝心の定率1割の応益負担には全く手をつけていません。低所得者世帯ほど負担が重い、障害が重い人ほどさらに負担が重くなる逆進制に変わりはないので、さらに抜本的な見直しが必要です。

そして、自立支援医療補装具は、今回の軽減措置の対象外となってしまったため、自治体独自の支援が望まれるところです。特に、補装具は障害者の身体機能を補完し、または代替えるものとして日常生活を送る上で必要不可欠なものです。値段的に高額なものが多いので、1割負担でも大変との声を耳にしますが、そのため自治体独自の負担軽減策を設けているところも少なくありません。補装具については、所得にかかわらず利用者全員が無料とか、住民税非課税世帯の障害者の利用負担を5%に軽減するなど、障害児、障害者の立場に立った支援策が行われております。本市でも、負担軽減策を設けるようご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

再質問につきましては、自席より行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 全国一斉学力テストについてお答えいたします。

通称「全国一斉学力テスト」と呼んでおりますけれども、正式名称は「全国学力・学習状況調査」でございますので、この点からお答えいたします。

全国学力・学習状況調査は、子供たちの国際学力調査の結果、どうも学力の低下が見られるのではないかと、学習意欲が低下しているのではないかとというような心配または不安等を受けまして、学校教育の現状や課題を把握するために、全国の小学校6年生及び中学校3年生の全児童・生徒を対象にして、4月24日に文部科学省が実施するものです。

文部科学省は、この目的といたしまして、1つ、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力、学習状況を把握、分析することにより、教育の結果を検証し改善を図る。1つ、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育の結果を把握し、改善を図るの2点を上げております。このことを踏まえまして、本調査では国語科、算数・数学科に関する学力調査とともに、生活習慣や学習環境、学習意欲等に関する学習状況調査もあわせて実施し、両者の相関関係を分析することで学力を向上させるための望ましい学習指導や生活習慣、教育条件のあり方について究明しようとするものでございます。

また、今日教科指導を初め、義務教育の質の保証をする仕組みが求められておりますので、こういう中での今回の全国学力・学習状況調査でございますので、本市教育委員会といたしましても、この調査に参加し、その結果や分析を生かし、市内の小・中学校のさらなる教育の充実を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、公表につきましても、学校間の序列化とか過度な競争につながらないように配慮しな

がら、十分検討して公表について考えていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 実施をされるという旨でのお答えがありましたけれども、学校と子供に成績順の序列をつけるということは、競争とふるい分けを一層強めるということにつながりますし、また先生方に与える影響、それから子供たちに与える影響というものははかり知れないものがあると思います。

参加するということについて、これは各小・中学校のご意見を聞いて判断をされたのか、それとも文科省が実施をするものだから、参加するのは当然との認識で教育委員会だけで判断をされたのか、これはどちらでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほどの答弁にもありましたように、やはり学力の状況に対する不安とか、また学習意欲の問題等々、子供たちの学力に関することについて多くの疑問とか不安とか学校に対する不満とか、そういうものがいろいろと言われている昨今でございます。そういうことだけにですね、やはり学力の状況とか学力調査ということをするという文部科学省の方針に対しまして、私はぜひ必要なことだなということを思いまして実施するということで判断しております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 今のお答えですと、教育長がお一人で判断されたというふうにとらえてよろしいのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） これにつきましては何と申しますかね、こういうふうな参加するかどうかという文書が参りますので、部内で回覧をしながら、最終的には私の決断で判断したというふうにとらえられて結構です。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 部内で文部科学省からおりてきた要綱を回して教育長が判断をされた。ということは、教育委員会の会議で諮られたとか学校の意見を聞いたということは全くなかったということなんですよ。

これは、非常に私、問題だと思いますけれど、先ほども言いましたように参加するかしないかは、そこそこの市町村の判断にゆだねられてはいるんですけども、やはり国が実施する調査だから協力するのが当然、当たり前みたいに、これは簡単に判断できる問題ではないと思っていますよ、私はですね。それはなぜかといいますと、国会の審議の中でも指摘をされておりましたし、全国各地の教職員組合などもプライバシー保護の観点から見て、この個人情報保護法の違反の疑いがあると、そういうことで保護者の同意、学校の同意なしに行うことは非常に問題だというふうな見解を示しています。そのほかにもプライバシー、こういった個人情報



報保護の問題以外にもたくさんの不安材料があるわけですが、まずそのプライバシーの問題についてお聞きをします。

調査は、教科の国語、算数・数学、そういった教科のテスト以外にですね、学校での勉強や生活について子供たちに答えさせる質問肢というのがあります。1週間に何日塾に通っていますか、学習塾では学校より難しい勉強をやっていますか、おけいごとには通っていますか、そういったこと、それからですね、ほかにも家に本は何冊ありますかとか、家にコンピューターは置いてありますかとか、家の人は学校の行事によく参加をされますか、こういった家庭の事情にまで踏み込んだ内容の質問も多数あります。

小学生の質問肢を見ましたけれども、92項目にもわたって子供の内申にかかわることから、そういった家庭のことまで、これ子供たちに答えさせるんですね。とにかく、こういったプライバシーにかかわることを保護者に知らせないまま、何の事情もわからない子供たちに答えさせるということは非常に問題があると思うのですが、教育長はそのように思われませんか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろいろとご指摘がありました。あのですね、2月16日の文部科学省の資料によりますと、参加するのが、全国1,908の教育委員会がございまして、参加に支障があると回答したのは1つであるとか、全国の公立の小学校、中学校では99.95%程度の参加があると、そういうふうな状況でございます。

また、これは予算を伴いますので、国会の方でも議論されて、賛成があった上でなされるんじゃないかとも思っております。

また、今いろいろご指摘なされたような事柄も、文部科学省は実行する上において十分検討されているんじゃないかというふうに私はとらえております。そういうふうなことから、どういう内容とかどういう方法とかどういう手順とかについては、そういうところが十分検討されたということと私自身はとらえながら、そのやり方といいましようか、方法とか内容に沿って実施をしていきたいと、また実施する方向であるというふうにお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） その認識は非常に甘いというかですね、その感覚が麻痺しているんじゃないかと思うんですけど、文部科学省が、実施をすることだからといって、縦割りのにするのが当たり前、そのように思ってもらっちゃ本当に困るんですよ。

その実施要綱の中ではですね、あくまでもこれは協力というふうな文言になってますよね。それで、先ほど言われたように、市の教育理念にはそぐわないという理由で実際参加しない自治体、市が1市だけあります。

ですが、先ほど申しましたプライバシーの問題ですけれども、個人情報保護法の第4条では、「行政機関は本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」とあります。ただ、本人といっ

ても、これは児童・生徒が対象ですから、未成年ですよ。当然、未成年ですから、その保護者に対しても説明責任というものを果たさなければならないというふうに考えます。

ちょうど一昨日でしたけれども、新聞の1面に大きく載りましたよね。大日本印刷の個人情報で863万人分流出をしたと、こういう報道があったばかりですけれども、このテストを受ける全国の約240万人の個人情報が流出しないという保障はどこにもないわけですね。絶対に大丈夫だというふうに言い切れないはずですよ。

ちなみに、この小学校分の委託を請け負うベネッセコーポレーションは、進研ゼミという事業を主力としてやっておりますし、NTTデータは旺文社グループの一員である株式会社教育測定研究所というところと連携をしてやっています。この両方とも大手の受験産業であるわけなんですけど、こうした民間企業にすべてのデータが行くということは、ますます今後、競争教育、受験戦争が激化するのではないかとということも、私は一保護者として非常に心配をしております。

あくまでも参加をするというお考えは、変わらないんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） お答え繰り返すようですけども、こういう縦の系列だから参加するといふんじゃなくて、最初にも答えましたように、やはりこれは適宜を得たテストであり、その必要性を感じるから参加するということでございます。

それから、先ほども申しましたように、今法律の話が出ましたけれども、いろいろそういうことを専門的に考えてある方がやはり方法、手順をきちっと示されながら実施されるものと私は考えておりますので、その方法、手順に沿ってやっていきますということでございますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だったらですね、あくまでも実施されるというのであれば、2つ、2点要求したいことがあります。

まず1つは、保護者への説明責任、これをしっかりと果たすことですね。今その必要はないというふうな認識だと教育長は言われましたけれども、私はそうは思いません。やはりこれだけの個人情報、そのデータが一斉にその民間企業に流れるということに関しては、大変大きな心配があります。ですから、その保護者への説明責任、その内容といたしましては、対象児童・生徒の保護者あてに対して実施のまず目的、それから学力テストと学習状況の質問内容、結果公表の有無、それから調査結果の分析を踏まえた改善策、あわせて実施前後に気になること、気がついたことがあれば教育委員会に申し出てください、こういった文章を入れて、お知らせ文書を対象児童・生徒の保護者あてに出していただきたい、これが1つ。

それからもう一つは、文科省の実施目的に照らしてみても、テストに個人名を書いて出す必要性は全く感じられませんので、無記名で実施することを要求したいと思っておりますが、いかがで

しょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 答弁を繰り返すようですけどね、だからどういう手順とか、どういう方法でやるかということは、当然これだけの数でやりますからですね、それに沿ってやっていくということでご理解をいただきたい。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だから、理解ができないからお尋ねしているんです。

実施するかしないかは、市町村の判断に任されている。それは実施すると言われても、それはもう実施するならするで構いませんけども、ただするんだったら、保護者に説明をちゃんとする責任があるんじゃないですかと言っているんです。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） だから、繰り返すようですが、だからそういうことを踏まえてですね、どういう手順とかどういう方法でやるかということは、単に太宰府市だけの問題じゃございませんからね、そういうことに沿って実施していきますというふうにお答えしているわけでございますので、それを太宰府市だけ別の方向へどうこうとかというふうに、特別にするとか特別にしないとかなんかというようなことは考えていなくて、実施方法、そういうことに沿ってやっていきますということでご理解いただきたい。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） それじゃ、もうこのまま保護者には内容等を知らせないまま実施に踏み込むということですか。そういうことですよ。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いや、そうじゃなくて、実施方法とか手順が示されますから、それに沿ってやっていくというだけであって、するとかしないとか、何もそういうことを私は言っているんじゃないですよ。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） じゃ、お尋ねしますけども、実施要綱を私も読みましたけども、そういう事前に保護者に対してどういうふうなことをしなさいとかということは一切書かれていないですよ。どういう方法でされるんですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いや、だからどういう方法でとかじゃなくて、示された方法、手順でやっていきますと、もうそれ以上ありませんし、それ以下もございません。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だから、その実施要綱に基づいてやっていくということをやられているわけでしょう。ただ、その実施要綱の中には、事前に保護者にこういう説明、こういう方法

で説明しなさいとか、そういった具体的な内容は一言も書かれていないわけですね。だから、それをどういうふうに考えているんですかとお尋ねしたんですけども、しないということなんですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） するとかしないとかじゃなくて、実施要綱とか手順について、多分まだ4月ですので、また説明会等もございますし、そういうことを踏まえながら、それに沿ってやっていくということをお答えしているだけでございます。どうぞよろしく。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 4月、実施まであと一カ月しかないんですよ。その間に保護者に連絡、そういった通知を、簡単にただやりますよだけじゃ困るわけですよ。やっぱり先ほど私が言ったような内容を盛り込んでやってほしいというふうに、これは私の要望ですけどもね、まあだからそれはもうわかりました。要望ということをお願いしておきますけど、ただね、そのテストに氏名を書くか書かないか、これは、私、市町村で判断できる問題だと思うんですけどね、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ですから、何度も繰り返すようですけど、そうやってやりましょうという方法に沿ってやっていきますと、いけませんかね、それで。いいでしょう。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） このままいっても、ちょっとらちが明かないみたいですので、もうちょっと質問しますが、じゃ結果の公表についてもまだお考えではないということですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） これは国レベルで公表すること、県レベルで公表すること、また市町村にある程度任されていること、それから学校レベルでの特に保護者を中心に、保護者といいですか、その対象の子供の保護者に対して公表すること等がそのレベルによってずっとあるんじゃないかと思っております。そういう点から考えていきますと、市というのは太宰府市の場合、小学校7校、中学校4校ですので、市だけが余り詳しく出しましても、なかなかわかりにくいといいますかね、効果が少ないかなと思ったりもしているところもあります。そういうことを踏まえながら、先ほど申しましたようにどういう形で公表するか、学校とも十分協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 今、学校とも協議しながら進めるというふうに言われましたけども、学校も当然そうですけれど、やはりPTAの意見とか、あと教育委員さんの意見とか幅広い意見を集約してですね、その結果どうするかということは判断していただきたいと思います。教育長、部とだけで判断していただかないようにしてほしいと思います。

それとですね、あと調査結果の分析を踏まえての改善策、これはやはり実施する以上です

ね、そこがないと実施する意味がないと思うわけですね。ですから、改善策としては文科省の方から終了した後のその支援策というものが示されているのかどうか。

それから、市の方では、例えば学力が低いと判断をした学校については、こういうふうな改善策を講じようと思っておりますとか、そういった内容については今ありますか、お答えできることが。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まだですね、結果を全然見ていない段階でいろいろと話をするのは誤解を招くおそれもあるんじゃないかと思えますけれども、ご指摘のように、今回の場合はいろいろ競争とか比較とかというよりも、どうやって向上を図っていくかという改善とかということにやはりもっと力を入れなくちゃならないということを思っておりますので、それにいけるような授業の改善とか保護者とか親へのご協力とか、また必要な場合は予算的な措置等々についてもですね、私ども検討し、必要なことについては、またご相談しなくちゃならないというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） そのテストが終わった後の改善策ということについては、されるのであれば十分にそれを生かしていただきたいと思います。

やはり保護者や教員の方の中にはですね、子供の学力を知るためには、こういった学力テストは必要だと言われる方も当然いらっしゃると思います。そのことは、私は否定しません。ですから、今年の2月頭に中学校の方で筑紫地区による学力診断テストというのが実施をされております。私は何も全国一斉にやらなくても、筑紫地区の学力診断テストだけで十分だと思っているんですね。その結果に基づいて、当然学校も先生方も既に学力向上の努力というものはされているというふうにも思うからです。だから、何も全国一斉の全児童を対象にする必要もないし、抽出で行えば済むことだというふうに思っているんですね。抽出でも十分文科省の言う目的は果たせるはずなんです。ですから、私は全国一斉じゃなくても、筑紫地区のテストだけで十分じゃないですか、そういうふうに思っています。

それで、その全国一斉テストが問題だというのは、全国約240万人の子供たちすべてが固有名詞つきで点数により序列化される、序列化できるということ、それから優良な学校と落ちこぼれの学校というふうに学校がランクづけされてしまうということ、そういったことで一層教育格差を広げるものになるというふうに考えるからなんです。

ご承知のとおり、現安倍内閣は教育基本法を改正しまして、学校の格差づくりと一層の競争教育を進めようというふうにしています。その手始めとして行われるのが、この全国一斉学力テストなんです。これを将来的に学校選択制、学校選択の自由化と結びつけてですね、ランクの低い問題校には文科省が教職員の入れかえや民営への移管を命じることができるようにしようと、それが安倍首相の求める教育改革なんです。こうした方向性というものは、安倍首相が出されている「美しい国へ」という本にもしっかりと書かれてあるんです。ですから、こ

ういった安倍内閣が進めようとしている教育改革と私たち国民が望んでいる教育とは、とても大きな隔たりがあります。

東京都足立区では、先取的に学力テストが実施をされていますし、学校選択制というものが導入をされておりますけれども、その結果、テレビでごらんになったこともあると思いますが、マスコミにも大変批判的に取り上げられました。このことは多くの教育関係者や学校教職員、保護者や子供たちにも大変微妙な問題を投げかけました。やはりできる子とできない子に分けられる、競争させられるような環境が、人格形成にいい影響というものを与えるはずがありませんよね。そのことは教育長もずっと学校現場におられて十分に認識はされていると思うんですよ。それをまた子供たちは、そういった学校間、教師間、保護者間の間にそういった競争意識がいや応なしにやっぱり生まれてくると思います。子供たちは、やっぱりそれを敏感に感じ取るわけですよ。そうしたことが結果的にいじめや不登校といった問題につながっていくのではないのでしょうか。

ですから、今日、具体的に何も教育委員会としてのお考えなく、ただ文科省からおりてきたのをそのまま実施をされる、そういうふうなお答えしかいただけませんでしたけれども、教育委員会は、国の方向性、こういうところまでしっかり見きわめた上でやっぱり十分に教育委員会の中で協議してですよ、やっぱり学校の意見も聞いて決定をしていただきたい。

序列化につながらないふうに取り組むというふうなことで、それはしっかりと実施要綱の中にも書いてありますけれども、これは実施すること自体がもう序列化なんですよ。ですから、そういった結果を、この集約されたデータが民間企業、大手の受験産業の民間企業がですね、営利目的で利用をするということは、これ十二分に考えられることですし、そういった個人情報保護の問題から教師、子供たちの内申にかかわる問題まで大変重要な問題を含んでおりますので、この学力・学習状況調査、これは私は本当実施してほしくないということを重ねて申し上げまして1項目め終わります。

○議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 2点目の補装具費支給制度につきましては、障害者自立支援法により昨年10月から利用者負担が原則として定率1割の負担となっております。ただし、世帯の所得に応じて4区分の負担上限額が設定されております。

その負担上限額の区分について申し上げますと、まず生活保護世帯につきましては0円、低所得者1につきましては1万5,000円、低所得者2については2万4,600円、一般については3万7,200円となっております。本市におきましては、国の基準どおりの原則1割負担の利用者負

担を採用しておるところでございますが、これは近隣市町におきましても国の基準どおりの施行となっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 補装具の支給制度につきましては、今ご答弁があったように4区分に分かれております、低所得者対策としてですね。支援費制度から障害者自立支援法に変わって、何が一番問題とされてきたかといいますと、やっぱりそれは定率1割の応益負担制度、これの導入なんですね。やはり自立とは名ばかりの逆に障害者の希望を奪ってしまうような余りにもひどい制度改正であったためにですね、やはりかつてない大運動が全国規模で沸き起こりまして、このたび政府は一定の見直しというものをせざるを得なくなりました。これは本当に障害者の方々やそのご家族、それから各団体、施設や地方自治体から声を上げていった成果であるというふうに思います。

ただ、その特別対策というのも、補正予算を含めると、たった2年間の時限的な対策でしかありません。3年後には介護保険制度との統合ですね、これが計画をされておりますので、まだ大変な混乱が起こるのではないだろうかとというふうに危惧をしております。そういう意味では、制度がころころと変わる中で執行部のご苦勞も本当に多いと思うんですけども、でもやはり制度が変わって一番不安を抱え大変な思いをされているのは、当事者の方々なんですよ。

障害者施策の中でも市に対して要望したいことは山ほどあります。私も、これまでに何回か自立支援法の質問もしてきましたけれども、その山ほどある中でも今回は、この補装具を取り上げました。この補装具というのは、身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替えるもので、障害個別に対応して設計、加工されるもの、身体に装着をして日常生活または就学、就労に用いるもののことをいいます。今回いただいた予算審査資料の17ページにも、その種目一覧というのが載せられておりますけれども、障害を持つ方々にとっては、体の一部としてなくてはならないものであり、補装具があることで通常の生活を送ることができるわけですから、そういう意味では障害者の人権擁護の視点から見て最も保障すべき領域であると私は思いましたので、今回その負担軽減策を要求をいたしました。

確かに、その4区分の負担上限額というものが設定をされてはいますが、障害基礎年金2級相当の収入しかない人でも1万5,000円、それから1級相当の収入でも2万4,600円、こういう上限設定は、実に収入の2割から3割を自己負担しなければならないんですね。これが国が言うように本当にきめ細やかな軽減措置と言えるんでしょうか。やはり軽減措置とは言えないというところで、少なくとも自治体が独自で負担軽減策というものを設けてやっているというふうに思うわけです。

国の軽減策で十分だというのなら、やはりわざわざそういったほかの自治体が、そういう一般財源で出してまで軽減策を設ける必要はないはずですから、やはり国の負担軽減策、低所得者対策というものは十分ではないということだと思います。

部長は、国の負担軽減策、十分だというふうな認識ですか。それとも、必要性については感じておられますか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私も自立支援法、昨年10月からの施行ということで、7月に担当いたしますようになりまして、今回議員のご質問で自立支援法の前の基準はどうかというようなことで、担当の方から一応資料を取り寄せいたしました。以前の身体障害者福祉法並びに児童福祉法による自己負担、当然この表を見ますと、現在の1割負担というのは、低所得者層に多くの負担を求めるような措置にはなっておるといふふうに私も感じます。

ただ、今言われますように、市独自の軽減措置というようなことにつきましては、この法律が従来スタートした時点から、自立支援法については走りながら考える法律だということとで言われておりまして、平成20年4月からは新たな後期高齢者医療も発足しますし、そういった状況を十分に見守りながら、市独自として何ができるかということも含めて十分に検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 低所得者対策といっても、この補装具に限らず、様々軽減してほしいという要望は当然あると思うんですね。やはりその辺については、何に重点を置くかということを考えていかなければならないと思うんですが、走りながら考えると国が言っている中で、各地方自治体は大変な混乱を招いているわけで、その当事者である障害児、障害者の方々も、本当に月の負担が2万円も3万円も増えたということで、本当にこの自立支援法に関しては、早急に1割負担の応益負担の導入については撤回してほしいというふうな要望、これは本当に全国各地から上がってきております。

前回の質問のときもそうでしたけど、国の制度もころころ変わっているから、様子を見ながら、その支援策については考えていきたいというふうなお答えだったと思うんですけども、障害者の施策に対して、市長のお答えちょっと求めたいと思うんですが。

市長もたしか、以前質問したときには、状況を見ながら近隣の市や町と協議しながら考えていきたいというお答えでした。以前に低所得者対策を求めたときに、そういうお答えいただきましたけども、今の自立支援法の状況を見て、市長はどのように思われていますか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ご質問の障害者の自立支援法でございますが、この法の趣旨につきましては、地域への移行の推進、あるいは就労支援の強化、障害者の地域での普通で、ふだんに暮らせる社会構築を目指すものでございますが、その改革を進め、自立支援を定着させる、このことは必要かと思っておりますけれども、旧法に比べまして本改革が具体的、抜本的な改正でございます。いろいろ個々の改正の内容等も非常に多岐にわたっておりますが、ご意見につきましても通所施設なり、あるいは在宅サービスなどの利用者負担の軽減策を初めとし

てあらゆる改善策を講じられておりますが、様々なご意見を拝聴いたしております。

また、今特に取り上げておられます装身具の利用者負担に対する市独自の助成についての考え方でございますが、ただいま部長が答弁いたしましたように、国の基準に従った利用者負担を採用しておるところでございますので、今後国の動向、また特に近隣市町村との協議を重ねながら、検討すべきものは検討していきたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） また同じお答えだったんですけども、国の低所得者対策というのは、先ほどから言っているように大変不十分なんですよ。ですから、やはり地方自治体として障害者の人権を保護する観点から低所得者対策、独自で設けてほしいという要望を何度もしてきているわけですが、先ほど近隣の市や町と協議というふうなことを言われましたけれども、さきの12月議会の中で、筑紫野市の市長さんが障害児の補装具の質問について、次のようにご答弁をされているんですね。児童補装具の保護者負担への市の独自助成というご提案がございました。私としては、その実現に向けて検討してまいりたいと、このように考えております。大変前向きな回答だというふうに思います。

これは障害児の補装具に限ってのお答えでしたけれども、確かに児童の補装具というのは、例えば義足や義手なんかをですね、成長に合わせて作りかえていかなければならないし、動きも活発ということで、大人の場合よりも早く傷むのだそうです。それだけ親の負担も大きいというので、やはり子供の療育を保障するという観点から、せめて障害児だけでも軽減措置を設けていただきたいというふうに私も切望していますが、平成17年度の障害児の補装具の交付件数、修理申請数を見ますと、交付が20件、修理が22件と、そんなに多額の予算が必要であるとは思われません。隣の筑紫野市の市長もそういった前向きなご答弁をされております。ぜひ、これを機に4市1町で協議に入っていただきたいと思うわけですが、それについて市長はどのように思われますか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいまご指摘の障害者の助成の問題等々でございますが、福祉全般につきまして、国の法律の改正あるいは制度の改正に伴う市町村の負担の問題等々、問題はたくさんあるわけございまして、国の助成制度の結果を地方公共団体に負担せせと、それはちょっと筋が違うと思っております。だから、全国的に国がすべきもの、県がすべきもの、そしてなお市町村がすべきもの、市町村の福祉行政の中にもやはり緊急順位があると思えますし、そういうものを含めながら市民の皆さんの意見あるいは税負担の問題、受益者負担の問題等々ありますが、本市としては市民の皆さんのニーズにこたえる重要度の高いものから助成をすべきである。また、こういう一律的な助成につきましては、近隣市町村とも十分協議しながらその基準等は決める必要があるんじゃないかと、そういうように考えておりますので、今後新しい市長さんの段階で新しい新年度の骨格予算から具体的な予算になると思っておりますが、そういうことにつきましてはできるだけ福祉問題等々につきましては、4市1町で十分連絡協議しながら均衡

を図っていききたいと、そういう趣旨でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） なかなかですね、前に進まない問題とは思ひますけれども、補装具の負担軽減策については、今後の課題ということで担当部の方には受けとめていただきたいというふうに思ひます。

特にですね、今年6月、定率減税が全廃になりまして、今まで住民税非課税の世帯だった方から課税世帯に移行してくる方が出てきます。その中で、やはりこういった補装具の利用をされている方もおられると思ひますんで、またそういった所得が変わらないのに自己負担が増えちゃう、要するにランクが1個上がると1万円、本当に倍近い負担になってきますよね。そういったことが心配されておりますので、そうしたことについてもあわせて十分に配慮してくださいようお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

○1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しています3期12年の実績と残された課題について市長に質問いたします。

市長は、今期限りで市長職を辞し、その任期を終えることとなりますが、その間様々なご苦勞も多かったものと推測いたします。また、市長が就任なさった平成7年当時と現在では、社会情勢は大きく変わり、特に地方分権改革の推進により自治体を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、ここ数年、その行政のかじ取りは困難をきわめたのではないのでしょうか。

さて、太宰府市は、その将来像として歴史と緑豊かな文化のまちがうたわれ、その実現に向けて重点的に取り組む主要課題として3つの推進プロジェクトが掲げられています。その中で、市民と行政との協働、連携に主眼を置いて取り組むとされています。では、市長は12年の在任を振り返り、歴史と緑豊かな分のまちを目指したこの3つの戦略が任期中にどこまで進んだのか、また市長ご自身でどのような評価をされているのか、お尋ねをいたします。施策評価としては細かい数値が出されてはいますが、市民へは見えにくい面がありますので、市民にわかりやすい形で施設建設や道路など、いわゆる公共事業的なものを含め、お答えいただきたいと思ひます。

次に、市長があとわずかな任期を残すのみとなった中で、やり残した課題だと思われる点など市長ご自身12年を振り返り、どのような感想をお持ちなのかお尋ねいたします。

再質問については、自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま片井議員から、私が担当いたしました3期12年の実績なり残された課題という質問でございますが、ご承知のように平成7年に太宰府市長に就任いたしまして3期12年、今期で市長を引退するわけでございます。

この間、12年間の実績でございますけれども、ご承知のように基本的な市の施策につきましては、平成13年第四次総合計画を私の就任のときにつくりまして、その前にも第3次総合計画がございまして、残された課題の中から平成13年から平成22年まで10年間の総合計画をつくったわけでございます。第四次太宰府市総合計画でございます。これにつきましては、作成に当たりましても単なる専門家につくる計画書じゃなくて、市民の皆様100人委員会と各地域、各界の市民の皆さんがご参加いただきまして100人委員会をつくっていただきまして、あるべき姿、また残された課題等十分な意見を拝聴しながらまとめていただきまして、それをたたき台といたしまして基本計画をつくり、第四次総合計画となったわけでございます。

ご承知のように、今年、昨年の平成18年から後期5カ年の基本計画を策定いたしましたばかりでございます。皆さん方には、後期基本計画の計画書もお渡ししておりますが、市民の皆様方には第四次太宰府市総合計画後期基本計画といたしまして、平成18年から平成22年度の市のまちづくりの計画につきましてダイジェスト版をお配りしたところでございます。

なお、1年ごとのその実施計画、予算措置も要るわけでございますが、国の施策、それに沿います本市の施策、そしてこの総合計画に盛り込まれた実施計画、毎年当初予算のときにその基本計画を骨子とした施策方針を掲げながら計画を示し、その実施に向けて努力したところでございます。

大きくピックアップすれば、私の任期中最大のやはり課題になりましたのが九州国立博物館の開館でございました。就任いたしまして、平成8年に懸案でございました九州国立博物館、日本で4番目の国立博物館の設置場所が太宰府に決定したのが平成8年でございました。これはもう本当、市民と同時に長年の希望がかなったということで、市民の皆さんとこの設置のことを喜んだところでございます。それから、基本設計、建設にかかっていたいただきまして、平成17年10月に見事この九州国立博物館が開館したのはご承知のとおりでございます。これは本市にとりましても画期的な大きなプロジェクトじゃないかと思っております。その後の経過を見ましても、既に300万人を超える観覧者があっておるわけでございます、大変なにぎわいを持っております。

これを中心とした新しいまちづくり、核としたまちづくり等々は、既に皆様方にお示ししたとおりに計画を練りながら進めておるところでございます。

第四次総合計画の中で、ご承知のように太宰府市の将来像は、歴史と緑豊かな文化のまち、これを将来像に掲げながら総合計画の中で各論をつくったわけでございますが、まず第四次総合計画には、ご承知のように3つの推進プロジェクトを柱といたしております。1つがまるごと博物館構想、2つ目が地域コミュニティづくりの推進プロジェクト、そして福祉でまちづくり、これが3つ目のプロジェクトの柱でございまして、この柱を中心にいたしまして基本計画、実施計画を毎年検討しながら行政を進めてきたところでございます。その間、まちづくりの問題、まるごと博物館構想の問題、福祉でまちづくりの問題等々につきまして、毎年それなりの実績を上げたと思います。今思い出しましても、こういう形で、まちづくりにつきまして

は長年の懸案であった佐野土地区画整理事業が西地区の都市基盤整備として平成18年度でほぼまちづくりが完成いたしておりますし、また非常に心配されておりました太宰府市の水の問題につきましても、水源開発等々、福岡地区、県含めまして水問題については大きな地域の問題として、また太宰府としては給水制限の解除のためにいろいろ努力しまして、これも今日では給水制限もしなくて、建物等の制限等も解除したところでございます。それと同時に、アクセス道路の整備等々につきましても着実に計画に沿いまして実現されておるところでございます。道路につきましても、都市高速道路あるいは国道3号線の関屋高架等々、アクセスとしては随分本市の道路事情等についてはプラスになった大きな事業ではなかったかと思っております。

それからまた、災害問題についても毎年溢水問題等が起こっておったわけでございますが、平成15年に襲いました大水害、御笠川のはんらん等々、また四王寺山、あるいは宝満山の土砂災害等大きな災害をもたらしましたが、これも国、県の災害対策の援助によりましてほぼ完成いたしております。ご承知のように御笠川の護岸整備等々見ていただくとわかりますが、100mmの降雨にも対応するような抜本的ないろいろな形で災害復旧をいたしまして、ほぼ平成18年度で完成するんじゃないか、そういう予定で今進めておるところでございます。

個々の行事については、まだまだございますけれども、これにつきましては市民の皆さん方にいろいろな形で機会があるごとに示しておりますが、内部的には行財政の改革なり機構改革を実施しながら、そしてまた厳しい今の財政需要に対応するための事務事業の評価導入など、こういう形で努力しながら今日まで来たところでございます。

残された課題ということでございますが、基本計画にも書いてございますように、平成13年度から、まず3つのプロジェクトを中心にいたしながら目標施策、計画項目ということで、計画項目につきましては毎年予算編成時にいろいろな形で検討しながら、3年計画でローディングしながら実施計画をつくり、その実行に努めたところでございます。

残された課題が、後期基本計画にございますように平成22年度までの目標計画と同時に、具体的な目前の問題としてはまるごと博物館のより充実した施策の展開、あるいはコミュニティづくり。コミュニティづくりの問題は、まだまだ目前の学校教育の問題もつながったコミュニティづくり、そして家庭、そして学校、あるいは地域のコミュニティづくり、こういうものは日々の建設の中で取り組んでいかなくちゃならない問題じゃないかと思っております。

それから、福祉でまちづくりは、いろいろご指摘のとおり少子・高齢化の時代でございます。これを受けて地方公共団体の行うべき施策、これもまた地方分権の時代で権限はたくさん来ておりますが、これを受ける財源措置についてもまだまだ国と地方公共団体との間には差があるわけでございまして、これにつきましても市長会等を通じながら、国と地方の分権の問題についてはいろいろまた検討、そしてまた国に対する措置等を要望していかなくちゃならない、かように考えております。

いずれにいたしましても、地方公共団体の仕事、そしてまたそれを受けて立つ行政はもちろ

んでございますが、市民の皆さんのニーズも時代の変化と同時に多くなっております。これをお互いに、よりよいまちづくりというのは、単なる行政だけではなくて、地域の皆さん、市民の皆さんの協働のまちづくりがさらに大きくなるんじゃないかと思っております。そういう意味で、市民の皆さんがもう日本一じゃないかと言うぐらい太宰府の知名度は今高まっておりますが、市民の皆さんとともに、名実ともに太宰府の名に値するまちづくりにさらに努力していく必要がある。今後の課題としてもまた、今度かわられます議員さん方も後を継いでいただきますと同時に、また私の後に就任いたします市長さんにつきましても、よりよい100年の計を立てて太宰府のまちをつくらせていただきたい、そういう気持ちでございます。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。

今、昨日の質問から、市長の12年間の実績ということでいろんなことを言われておりますけれども、確かにこの12年の中で太宰府市が都市としての都市基盤整備を終えて、皆さんにとって住みやすいまちになっているということは現実だと思います。その中で、私自身が、これが残された課題ではないかと思うことを市長にお聞きしたいと思います。

まず、最大の太宰府にとってこれは大きな喜ばしいことは、国立博物館ができたことだと思っております。これは太宰府に新たな魅力ができて、とても喜ばしいニュースでありました。しかしながら、これ地元への経済波及効果も大と言いながら、地元を果たしてどれだけの効果があるのかという根拠となるデータがない中で、ただ経済波及効果があったとだけしか言われてないんですね。それは太宰府にとっては、やはり600万人から700万人ぐらいの観光客が来る中で、それが果たしてどのように市に対して効果があるのか、それを算定する、もとなるデータが全くありません。そういったデータもなしに経済波及効果があったというのは、私はこれは余り説得力はないと思っております。

それと、国立博物館ができて、一番これは昨日からの質問の中にありますけれども、交通渋滞問題ですね。先ほどの市長のご答弁の中に、平成8年に国立博物館ができることが決定しましてから平成17年に開館するまで9年ほどの期間がありながら、なぜこの交通渋滞問題に対して、早急に国とか県とか協議がなされなかったのか。もちろん協議はしていると思うんですけども、地元市として、本当にどれだけこの渋滞問題に関して積極的に協力とか支援をしてきたのか。私は、この問題はとても大きな問題だと思っております。確かに交通アクセス問題というのは、時間もお金もかかりますし、大変な問題ですけども、少なくとも今600万人の天満宮への観光客が来る中で、あの場所につくることで交通渋滞は、これはだれが考えても予想できることです。そのことを、どうも考えないまま、考えないままということはおかしいんですが、きちんとした協議を本当になされたのかどうか、私自身は疑問に思っております。

次に考える大きな問題としまして、これは積み残しというか、先送りになってきたのではないかと思います。歴史と文化の環境税の問題です。この問題は全国でもかなり注目をされました。私は、この取り組みはすばらしかったと思っております。その理念ですね。これから財

政事情が厳しい中で、それぞれの自治体が自主財源を確保するためにどのようにしたらいいかとすごく頭を悩ましております。その中で、やはり太宰府の歴史と文化を守るために、来る方に少しそれを負担してもらおう、その考え方、方向性は、私はとてもよかったと評価しております。しかしながら、なぜこれが全国で報道されるような大きな混乱を招いたのか、その原因が、これまで聞いても私はなかなか納得いく回答が得られなかったんですけども、市長が今議会でもう退任になされますので、この混乱を招いた大きな原因は今何と考えられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 今、交通渋滞の問題等、いろいろご質問ございましたが、交通渋滞の一番の原因は、太宰府の天満宮の参拝客、国博の来館者のマイカーの渋滞が一番大きいと思っております。したがって、本市における都市事情から申しますと、本市を縦貫いたしますアクセス道、幹線道路は、よその市町村に比べましてもこの狭い範囲の中で国道3号線、縦貫道、都市高速道、それから県道筑紫野古賀線、いろいろございますが、いわゆるアクセス道路としては大変な数、私は整備がされておると思っています。よそからお見えになります観光客のための太宰府天満宮、国博の駐車場がないための渋滞でございます、アクセス道路、そういうものに対しては十分ある、それをどう制限し、そしてまたどう効率的に車を回すかというのは問題でございますが、先ほど申しますように、これをピーク時の台数を全部収容できるというようなことはおよそ不可能でございますが、そのときの対応策として、大都市に例を見ますと、これはもう本市では当てはまらないと思っておりますが、いろいろな抜本的な対策としてはパーク・アンド・ライドはもちろんでございますが、車の乗り入れ禁止、あるいはオリンピックのときの車のナンバーの奇数、偶数での乗り入れ禁止とかいろいろ施策をやっておりますが、それを、そういう問題点は十分把握しながら、今、先ほどから何回も申し上げますように総合的な交通対策、今いろいろな形で練っております。そういうことに期待をしていきたいと思う次第でございます。

それから、今その一つの対策として言われておりますが、歴史と文化の環境税でございます。これにつきましても、年間600万人から700万人来るお客さん、それに対する交通渋滞、そして天満宮参道、そこに押しかけるお客さん、問題点としては非常に太宰府市民よりも入ってくる。交通渋滞をいたしております周辺の市民の皆さん、大変なご迷惑でございましたし、年間700万人のお客さん、そしてこれはごみの問題等々、いろいろな環境問題、自然の問題、あるいは来られますお客さんに不愉快な思いをさせておる、いろいろなもの問題がございまして、この歴史と文化の環境税、いわゆるあのときは市の市民税でございまして、独自の普通税として何か財源措置というよりも対策はないかというので出てきましたのが歴史と文化の環境税の設置でございまして、これにつきましてはいろいろ議論を尽くし、いろいろな形で十分意見を聞いたつもりでございますけども、実施に当たりますのは駐車場業者の方の一部の反対でございまして、いろいろ検討しましたが、現在はご承知のように条例を施行いたしまして、1期

目を終わりました後期の今から3年間の駐車場条例が設置されまして、今業者の方、またお見えになりますマイカー利用者から税金をちょうだいしている。今は定着していると思います。年間、やっぱり6千万円から7千万円の税源収入がありまして、これをもちまして普通税から目的税的な形で周辺の皆様方、また観光客の皆さんに迷惑がかからないような施設整備に今一生懸命使っております。このことについては、まだまだ課題はありますけれども、駐車場の解消の問題と同時にこの歴史と文化の環境税の税源を含めた形でどう円満に皆さんの期待にこたえられる、満足のいく施策があるかと、今十分検討していただいております。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） この歴史と文化の環境税の問題はですね、たまたま歴史と文化の環境税ということが出ましたけども、これまでの市のいろいろな、私4年の中で感じますことは、市民に対しての説明不足というのがすごく感じます。ある意味、見切り発車の分ですね。都府楼保育所の民間委譲のときもそうでしたけども、やはり市民への説明というのが少ない。

それと、歴史と文化の環境税に関しましては、何が一番私足りなかったかと思いつきに、これに対しては駐車場の経営者の方の協力なしには進まないということですね。これはどういうことかといいますと、こういう税金というふうになりますと特別徴収業者ということで、その徴収が義務者の方に課されます。その中で、事務手続をする業者へのやっぱり説明が足りなかったのではないかと感じております。ですから、この問題に対する混乱を招いた原因は、そのことが大きかったのではないかと感じております。

それともう一つ、これは全く違う視点なんですけども、日本人の税に対する考え方ですね、やはり税を負担するというのがどうも日本の中ではなじみにくくて、独自課税というのが全国の中でもあまり根づかないというのが現実的な問題です。なかなか新しい税金に対する理解が得られない。その中で必要なのは、やはりきちんとした、市が何としてでも太宰府のまちをよくしていくんだという、ひざ詰めでも、談判してでもそういう業者の方に説明して納得いくというふうな形をとらなかったことが大きな原因ではなかったのかと思います。

今、市長のご答弁の中で、この歴史と文化の環境税については、今定着しております、沈静化しておりますというふうに私は聞いたような気がしましたが、これは課題はもう残されてなくて、十分このまま定着しているということで受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 昨年、この歴史と文化の環境税については、3年間の延長という形で皆さんの議決をいただいて、今施行をさせていただいております。その中で、一部混乱があるということは我々も知っておりまして、それがこの税にかわるような新しいものができれば、そういう方向に移行してもいいということで市長が明言いたしております、それについて今それぞれ駐車場の事業者の方からも、あるいは有志のワーキンググループというのがありましていろんな提案がなされております。そういうことで、本来安定した税がこのまま徴収できれば一番よろしゅうございますけども、それにかわるようなまた新しい、それよりもっとい

いような制度が生まれるような形で今提案をされておりますので、それがこの税にかわるようなものになればなおいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） はい、わかりました。

次の、私が課題として考える中で、これも昨日、今日の質問の中でもありましたけど、財政問題ですね、この財政問題、昨日の総務部長のご答弁の中で、経常収支比率が悪いのは都市基盤整備をやってきたことだということでは言われました。それで、これは太宰府市だけが悪いのではなくて、ほかにも悪いということでは言われました。確かにそれは、全国今どこの自治体も財政状況が悪いところはたくさんあります。しかし、悪いと言いながら、なぜ太宰府市が都市圏の中でワーストワンと言われるようになったのか、なぜ今の現状を招いたのか、そこら辺の説明がどうも出されていないような気がするんですよ。確かに平成22年度からは好転いたしますけども、現況が悪くなった原因と私が感じますことは、財政計画、物をつくるときの計画がやはりなかったということ。それと、太宰府市の税収入だとかいろんな人口体系とか、そういったものに見合っ、要するに身の丈に合った都市基盤整備をしていなかった。それと、数値の問題、収支の帳じりの問題ではなくて、その予算配分に私は大きな問題があるのではないかと考えています。それが課題だと思います。予算配分ということが、太宰府市の場合は福祉、教育、それとか介護とか、こういった部分に全然予算が私は行き届いてないのではないかと。これは近隣の市町村のいろんな政策を見ましても、太宰府市の場合は実際に、具体的に今は幾つか上げることができませんけども、出ていないのは現状だと思っております。このあたりに対する市民の不満がすごく大きいのではないかと。

それと、私たちに昨日総務部長が説明しました、太宰府市は黒字が出ておりますと言う一方で、この二、三年間、市民にはお金がありませんお金がありませんということで、すべて市民の部分をカットしてきているんですよ。昨日のような説明が本当に市民に説明できるのか、私はとても矛盾を感じます。市民の側へは負担を押しつけておきながら、いや太宰府の状況は経常収支比率も夕張ほどの財政破綻する状況でありませんと、それは間違いありませんが、しかし市民が思っているのはですね、やはり突然に自分たちの生活に負担が来たらどうなるのかという、そういう心配なんですよ。それは夕張というのが象徴的に語られていますけども。

私も、実はこの1月に自分の議会報告という中で太宰府の財政状況は夕張ような財政破綻を招く可能性は低いと書きました。しかし、それに対して市民からクレームが出ました。そういうことはないだろうって、太宰府も夕張になるんじゃないんですかって。私は、説明しました。太宰府は夕張のようにはなる可能性はないと思いますということを言いましたけども納得しません。そのギャップは何でかといいますと、やはり市民の側に余りにも負担をかけ過ぎているんですね、今の状況はですね。その負担をかけ過ぎている状況がなぜかといいますと、やはり都市基盤整備のもとに公共施設を私づくり過ぎた結果だと思っております。公共施設をつくることは決して悪いことではありませんが、その予算の配分の仕方に問題があったと思って

おります。

ここで具体的に、太宰府の歴史と緑豊かな文化のまちに沿って3つのプロジェクトが進んでおりますけども、この3つのプロジェクトの中を見ても、実際まると博物館構想、また地域コミュニティづくり、福祉でまちづくり、この3つのプロジェクトがありますが、この3つに対して、予算配分に私は偏りがあるのではないかと考えております。一番予算配分がなされているのがまると博物館構想ですね。その中でもハード事業、国博ができたときの散策路、それと太宰府館ですね。ソフト事業の中でも太宰府発見塾とかありました。しかしその中で最も太宰府らしい風景とか景観を守る上でのそういった条例がまだなされていなかったというのは、これ本当に私は後手後手に来てて、近隣の市町村からも太宰府市はできていなかったのかという、すごく、何というんですか、疑問の声を聞きます。

今、内山地区のあたりとか宝満山、竈門神社のあたり、山が削られたりして、本当に私は危惧を感じます。また、太宰府駅の前、市役所から太宰府天満宮の駅の前もかなり太宰府には似つかわしくないような通りになってきているのではないかと考えております。このまると博物館構想でも、やはりそういった太宰府らしい風景、そういった部分に対しての対策が遅れているのではないかと考えております。

あと2つの地域コミュニティづくり、それと福祉でまちづくり、これが全く進んでいないのではないかと考えております。これは、これからまちづくりをしていく上で一番私は大きな市がやるべきことだと思いますけども、これが進んでいないのではないかと。要するに、政策としてこちらに予算が余り配分されていなかったのではないかと考えておりますけども、そのことについて市長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ご承知のように市の予算でございますが、来年度、新しい年度の予算を組みまして、それを効率的に事務事業の執行に努めておるところでございます。この点につきましては、長期計画、中期計画でございますが、毎年年度当初に市民の皆さんのご意見も拝聴しながら当初予算をつくり、また議会の皆さん方と十分な協議をしながら年度予算をつくるわけでございます。

今まで、その中で、やはり緊急にやらずにやらない災害の問題等、これは一日も復旧には揺るがせない問題がございますし、少子・高齢社会の問題につきましても、ニーズはたくさんございますが、これを全部一時的に解消するのは困難でございます。緊急性や順序なりその仕組み等につきましても、市民の協力を得ながらバランスのとれた執行予算を組んでおります。

公共事業等につきましては、大きなプロジェクト、これはいわゆる道路、渋滞解消のための大きなアクセス道路等は国、県事業でございますが、市も応分の負担も必要などところがあるわけでございます。

そういう形で予算を執行しながら、年度予算を毎年決算で議員の皆さん方にご報告しております。

ますように、その年度予算の効率的な執行状況はどうなっているかということでございます。これにつきましても、平成17年度の決算はもう既にご報告しておりますが、毎年本市の予算は黒字でございます。赤字ではございません。そういう執行を削りながら、そしてなお調整基金等につきましてもできるだけ削減しようということで、今ご指摘のような財政事情をどう好転させていくかということでここ数年の計画を今練っているわけでございます。平成19年度予算については、今骨格予算をご提案申し上げておりますが、この中から新しい後期基本計画を含めまして、具体的な市民のニーズにこたえる予算配分はどうすべきか、これは市民の皆さん、また議会でも十分ご審議いただきながら、バランスのとれた予算を執行していきたい。また、歳入をいかに確保するか、これはまた別途の問題として行政としても最大限努力してまいりたい、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） 太宰府市の将来像としまして、歴史と緑豊かな文化のまち、まほろばの里づくり、私はこの太宰府市の将来像に対しては本当に共感いたします。太宰府というのは、やはり歴史と緑豊かな、これを外しては私は太宰府らしさはなくなると思います。その中で、それを進める上で一番大事なことが、市民と行政との協働、連携ということ書かれているんですよ。協働、連携を進めていく上で一番大切な部分として情報公開なんですね。今、太宰府市の情報公開というのは、私はかなり遅れていると思います。今太宰府市がやっているのは、例えばまほろば号に300万人乗りましたとか、国立博物館に幾ら来ましたとか、そういったいいこと、ある程度、すごく耳当たりのいいことをやっております。これは情報公開ではなくて、単なる広報です。お知らせですね。情報公開というのは、いいことも悪いことも、ある意味では市民に負担をかけることも伝えないといけません。やはり市役所だけでこれからのまちづくりをやっていくことはできません。その一番の大きな、要するに関心を出させる、関心を出して、不満とか議論とか、その材料としての情報公開です。それが私は太宰府市の中では一番少ないのではないかと考えております。ですから、そういった情報公開を進めていくことによって、やはり市民が何とかしなくちゃいけないということを考えてくるのではないかと考えております。

私も今、各地で、地区地区でいろんなミニ集会、議員活動報告しておりますけども、へえ、そうなんですか、私たちもやっぱりその責任はあるんですねということで、市民の皆さんは情報を与えることによって、要望だけではなくて、やっぱり考えてくれるんですよ。やはり市民を信頼して、確かに要望も多いし、市民の側にはあくまでもお任せ民主主義というか、要望、陳情型の市民がいるのは現実です。本当にそれは現実ですが、それでもやはりこれからは市民の協力なしではやっていけませんので、市民へ情報公開をしてやっていきたいと思っております。

その中でですね、市長は今議会限りでご退任なさって次期の後継指名をなされているんですけども、その後継者に一番何を託したいのか、市長のお考え、お聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 私は、3期12年、私の助役として2期8年、市政運営と一緒にやってきました前助役に、今回私は市政のバトンタッチをお願いしております。要請いたしました。私は、本市の行政、彼は助役の前、市の行政職でしたし、生まれも育ちも太宰府でございますが、郷土を愛する、ふるさとを愛する気持ち、また行政、そして今日進めてまいりました国立博物館を中心とするまるごと博物館づくり、あるいは3本柱の今日、いろいろ一緒にやりました。まだまだ課題はたくさんございます。また、問題の財政立て直しをどうするか、これも一生懸命、在職中でございますが、向こう3年、4年を見計らった、例えば財政計画の立て直しを今一緒に練っている最中でございます。ですから、私は彼に、本市の行政のあり方、また残された課題については十分承知いたしておりますので、精いっぱい市民の理解、そしてまた今おっしゃいました本当のあるべき姿、情報を公開しながら、市民の理解を得て、ぜひ私は後継者になっていただきたいと、そういうことで期待いたしておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） わかりました。私もその意思を表明しておりますので、私がまずやりたいことは、やはりお任せ民主主義ではない、市民にも役割があるんだということをきちんと市民に説明していくこと。それと、これからの行政がやることは何なのかと考えましたときに、一人一人の、自分の、自己の努力だけではできないことに対して、市がやはり暖かな手を差し伸べていく、そういうふうなまちにしていきたいと思っております。

市長がこの12年間の任期の中で、太宰府市はだんだんすばらしいまちになってきております。都市基盤整備もできまして、上下水道の問題も本当に市民の皆さんに不安を与えないような政策もなさってきております。大変なご苦労があつての12年間だったと思います。そのご苦労に対して感謝を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月23日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時08分

~~~~~ ○ ~~~~~